

戦前期における日本銀行と欧米中央銀行の 国際協調について

今 田 寛 之

1. はじめに
2. 個別中央銀行との協調
3. 多国間の中央銀行の協調

1. はじめに

（目的、構成、要旨）

今日の世界経済においては、国際間の相互依存関係がますます緊密化の度を強めるなかで、経済的な不均衡と国際通貨制度の動揺が大きな不安定要因として浮かび上がってきている。そして、これに対処する方策として、国際的な政策協調を図ることが政策当局にとって最大の課題の一つとみなされるようになってきた。

もっとも、こうした国際的な政策協調が問題となったのは、何も今日が初めてではない。歴史的にみると、第1次大戦後のいわゆる戦間期の時代に、国際主義的な風潮が高まりをみせるなかで、大戦によってもたらされた経済的困難（戦債、賠償問題を含む）の解決と国際金本位制の再建という共通の目標に向けて、多大な国際政策協調の努力が払われたことがあった。例えば、ブリュッセル会議（1920年）、ジェノア会議（1922年）、ロンドン国際経済会議（1933年）はその好例である。さら

に、こうした国際政策協調は、国際通貨制度が動揺をきたした時のみならず、第1次大戦以前の金本位制が比較的旨くワークした際にも各国間で相互に図られており、逆にこうした不断の協調努力があったからこそ金本位制度は維持されたのであった。

今後の国際協調のあり方を考えるにあたって、こうした過去の経験を整理しておくことは意義のあることと思われる。こうした観点から、本論文は歴史的に、①日本銀行が欧米主要中央銀行とどのような国際協調を図ってきたかを概観し、②またそこではどういった意図のもとにそうした政策が採用されたかを日本側から明らかにし、加えて③国際協調のプロセスにおいて、各国中央銀行が「中央銀行間の協調」そのものについてどのような考えを持っていたかを考察しようとしたものである。ここで中央銀行間の国際協調に限ったのは、戦前の国際政策協調が総じて中央銀行主導で行われ、また議論も中央銀行間の協調の問題として捉えられることが多かったためである。また、対象を欧米（英、米、独等）

本論文の作成にあたり、加藤俊彦（東京大学）、斉藤寿彦（千葉商科大学）両氏から有益なコメントをいただいた。

に限ったのは、確かにアジア諸国の中央銀行（満州中央銀行、蒙疆銀行、中国聯合準備銀行、中央儲備銀行等）との協調関係も無視できないものの、これらは総じて軍事的意図も含まれることが多く、今日的意義は薄いと思われたからである。

さて、本論文の構成は、2.「個別中央銀行との協調」、3.「多国間の中央銀行の協調」の2つから成っている。まず2.では、①イングランド銀行、②ドイツ・ライヒスバンク、③ニューヨーク連邦準備銀行との協調関係をそれぞれ歴史的に検討している。3.はあるいは組織的協調と読みかえてもよいが、要するに①上記のような各種の世界会議、②B I Sの設立、③各国の組織的金融支援体制を取扱ったものである。

なお、本論文では国際協調の歴史が示す現代的意義については、歴史研究を逸脱するものとして言及していない。ただ、戦前期には①中央銀行が中心となって政策協調努力を払ったこと、②形式的な会議よりも、その過程で得られる中央銀行間の関係の密接化を重視したこと、③協調の前提として、まず相手国の実情把握に努めたこと等の諸点は銘記すべきところであろう。以下の「中央銀行の経験と努力をもってすれば真の国際協調を実現しうるはず」とのNorman 総裁（イングランド銀行）の言葉（深井日銀副総裁宛書簡）はこれらを明確に指摘したものである。

「Central Banking の science あるいは art はまだ新しく、熱心な支持者があまりに少ない。その支持者達は皆あなたも言うように生来の（natural）同僚であるが、あまりに分散していてそれぞれの責任も過重であるため、国際協調は日常的には容易に実現しえない夢である。しかし私は、「協調」

には世界にとってきわめて重要な原則と真理（principles and truths）が存在し、我々の経験と努力によって必ずそこに到達可能であると信じています。」（日本銀行保有資料、「英文文書（一）、自大正12年至昭和8年」）

本論文で挙げた論点をあらかじめ要約すると次のとおりである。

- (1) 国際協調の内容はいくつかに類型化できるが、歴史研究のうえでは、これを最広義にとらえ、一方的調整、情報交換、相互支援、相互譲歩、超国家的調整等を含めて考えるのが有意義である。
- (2) イングランド銀行とは日清戦争賠償金や日露戦争外債代り金の預入を契機に取引を開始した。当時日本銀行はイングランド銀行の最大顧客となるに至ったが、日本銀行はその在外資金を急速に本邦に引き揚げないという形で英国の金本位制度維持に協力した。この協調は先方からの要請に基づくというよりも、むしろやや一方的な調整に近いが、その背景にはわが国が協調姿勢を示すことによって、国際的信用を獲得したいという意向が存在していた。この間、イングランド銀行の求めに応ずる形でも、同行の金融政策の運営（引締め政策、緩和政策）に協力している。
- (3) イングランド銀行のNorman 総裁は、中央銀行相互間のあるべき姿として、①相互協力、②取引集中、③自由残高の存置、④自立性（中央銀行は中央銀行とのみ話をする）の四つの原則を信条としていたが、これがその後の中央銀行間の結束を強める理論的支柱となった。
- (4) ドイツ・ライヒスバンクやニューヨーク連銀とはコルレス契約の締結等の形で協調

関係をもった。1919年に米国が世界に先駆けて金解禁を実施した際には、わが国が解禁後金輸入を大量に行わないことが最大の懸案であったが、米国は日本から「金現送を一定限度にとどめる」との事前了解をとりつけたうえで実施に踏み切っている。

- (5) ジェノア会議では「中央銀行会議」の設置が提案され、わが国はこれを支持したが、当時のドイツ賠償問題を巡る各国の利害対立から結局流産してしまった。しかし、この過程において、中央銀行間の関係は極めて密接なものとなり、その後の各国間の政策協調に大きく貢献した。

また、戦間期には、通貨政策や金解禁を支援するため多くの国に対し国際的なクレジットラインの設定が行われたが、わが国もこれに参加した。その目的の一つは、各国中央銀行との関係を緊密なものにしたいということにあった。

- (6) BISは1930年に設立され、わが国はその創立メンバーの一員として運営に参画した。BISの性格としては、①政府も参加するような賠償銀行とする考え(フランス、ベルギー)と、②中央銀行の中央銀行にしようとする考え(米国、ドイツ)とが対立したが、結局妥協的に中央銀行のクラブとして機能することとなった。BISは第2次大戦の戦時下にあっても、交戦国の職員が雑居し、相互に寛容な態度で接し、業務は整然と行われていた。

(国際協調とは何か)

国際協調とは、英語の表現でも cooperation、coordination 等いくつかの用語があるように、その意味は必ずしも明確ではない。内容も後述のように非常に幅広く、2国間の

相対的な情報交換にとどまるものから、超国家的に一定のルールに従うものまで様々なバリエーションがある。

かつて戦間期に、国際協調が国際会議等のテーマの一つとして取上げられた際には、主として cooperation が使用されたが、ジェノア会議(1922年)では部分的に同義語として collaboration が用いられている。今日では通常 cooperation と coordination との両方が併用されるが、その定義は必ずしも定着したものとはなっていないように思われる。そこで、まず用語の定義に関するいくつかの考え方を整理、紹介したうえで、本論文におけるこの用語の捉え方について述べておきたい。

「協調」の語を類型化したもので最も著名なものは、Wallich [1984] の分類である。彼は協調関係が薄いものから順に、consultation (他の利害関係者とほぼ同程度に情報を共有するもの)、cooperation (自己の行動の自由を制限することにはかなりリラクタントなもの)、harmonization (cooperation と coordination との中間に位置するもの)、coordination (国際的相互依存を認識して国内政策の重要な変更を行うもの)とに区分している。この中では、cooperation は協調形態の一つとして捉えられている。

Wallich を除くと、cooperation は協調の形態というよりも協調を総称する言葉として捉えている場合が多い。例えば、Artis and Ostry [1986] は cooperation を総称用語(generic term)としたうえで、これには協調関係が最も薄い consultation (単に情報交換にとどまるもの)から、最も濃い coordination (各国の国内政策が国際的相互依存関係の認識のもとに重要な変更を加えられるもの)までが含まれるとしている。

これをより詳細に分類したものが Putnam and Bayne [1984] である。彼らはこれまで行われてきた西側諸国のサミットを次の四つの政策協調を試みてきたものと捉えているが、これは同時に2国間の協調関係についてもいえることであろう。

① Mutual enlightenment (意見交換)

国内政策の方向性に関する情報を共有するもの。

② Mutual reinforcement (相互支援)

国内の反対に対抗して相互に助けあって当局が望ましいと考える政策を遂行するもの。

③ Mutual adjustment (相互調整)

政策不一致について調節あるいは改善を求めるもの。

④ Mutual concession (相互譲歩)

国民福祉の向上を企図した一連の国内政策を双方で合意するもの。

また、Cooper [1968] は特別な用語こそ用いていないものの、協調の形態を関係の薄い順に次の六つに分類している。これは基本的には Putnam and Bayne の分類をさらに細分化したものといえよう。

① 情報の交換 (exchange of information)

② 先行きの国内政策に関する意見交換 (exchange of views)

③ 共通の基準 (common standards) に関する合意

④ 国内政策に限界 (boundaries) を設けるルールに関する合意 (ただし、決定は国内レベルで行われる)

⑤ 正式な国内政策調整 (決定は国際レベルで正式に行われる)

⑥ 同一方向 (common direction) かつ (適当ならば) 負担配分 (shared expenditure)

した共同行動 (joint action)

上記のような分類はいずれも consultation から coordination に至るまでをいくつかの形態に区分しようとするものである。この領域を踏み出し、より広い見地から協調を分類しているのが Putnam and Henning [1985] であり、彼らは、cooperation を関係の薄い順に次の五つに分類している。

① Unilateral adjustment (一方向の調整)

1 か国の政策当局が他の政策当局者達の反応関数 (reaction function) に関する知識に基づいて政策を選択するもの。

② Consultation (協議)

当局者達が情報を交換するもの。

③ Reinforcement (支援)

同種類の一方向の政策 (the same unilateral policies) が双方で選択されるが、相手国の掛け合いはタイミングの変更あるいは実施の軽減を可能にする点で、国内への支援効果をもつもの。

④ Package deal (相互支援・相互譲歩政策)

ある範囲の政策設定 (a range of policy settings) が合意されるもの。

⑤ Supranational integration (超国家的調整)

国家の利害を超えて、国際的秩序維持等の立場から調整を行うもの (coordination の究極のケース)。

以上のような種々の考え方を最大公約数的に分類し直したのが第1表である。国際協調を歴史的に考察する場合は、この用語を Putnam and Henning 流に幅広く考え、どのような種類の協調であるかを検討することが大切であろう。何故なら、歴史上にはあらゆるタイプの国際協調がありえたであろうし、とくに戦前のわが国のように欧米の列強に追いつきたいとする後発工業国においては、む

第1表 国際協調の類型

- 一方向的協調
- 一方的調整……他国の政策行動に関する知識に基づく一方的な政策選択
- 双方向的協調
 - 情報交換
 - 単なる情報交換
 - 意見交換……相互の先行きの国内政策に関する情報交換
 - 国内政策ルールの設定
 - 共通の政策基準に関する緩い合意
 - 国内政策の枠に関する緩い合意
 - 国内政策調整
 - 相互支援的調整……抵抗の強い国内政策（当局は望ましいと判断）遂行上、相手国の政策が相互支援的効果をもつもの
 - 相互譲歩的調整……国民福祉の向上を目的とした一連の国内政策（相手国に有害な場合もありうる）施行を相互に譲歩して認め合うもの
 - 超国家的調整……国家の利害を超えて、国際的秩序維持等の立場から調整を行うもの

しろ、対等的でない協調の方が多かったであろうからである。

従って、本論文では第1表のような概念で国際協調を最広義に捉えている。例えば、相手国の金融情勢を眺め、相手国政策当局の意図を付度しながら行動する場合（一方的調整）も協調に含めている。

2. 個別中央銀行との協調

(1) イングランド銀行との協調

(清国賠償金を巡る協調)

イ. 賠償金に伴うイングランド銀行との取引

日本銀行が業務上初めてイングランド銀行 (Bank of England) と接触をもったのは、日清戦争 (1894年8月～95年4月) によりわが国が清国から獲得した賠償金の取扱いに関してである。また、これは日本銀行が海外中央銀行と業務的交渉をもった嚆矢である。

すなわち、日清戦争による賠償金は総額

231.5百万両 (38百万ポンド、邦貨換算額358百万円) に達したが、わが国政府は清国と協議の結果、これをロンドンにおいて英貨で受領することとなった。賠償金の支払は1895年10月から開始され、その取引はイングランド銀行において日清両政府間の英貨表示小切手の授受により行われた。日本政府は当初この賠償金を直接イングランド銀行に当座預金 (無利子) として預入したが、同年12月にはこれを全て日本銀行に寄託するとともに、その事務処理について「日本銀行寄託預金事務取扱順序」 (秘第974号) を定め、大蔵大臣の指図のもと同行にこれを取扱わせることとなった。

日本銀行に寄託された賠償金については、この事務取扱順序 (第2条) によってイングランド銀行またはその他とくに大蔵大臣の指定する確実な銀行へ預入することが規定されたため、ここに初めて日本銀行はイングランド銀行と業務的な関係をも

ち、日本銀行名義のイングランド銀行預金
が開設された（1896年3月）。なお、実際の
寄託金の保管出納事務は横浜正金銀行に
委嘱され、同行ロンドン支店が日本銀行ロ
ンドン代理店となった。

イングランド銀行への預金残高のピーク
は12.5百万ポンド（1896年9月）に達した。
この額は当時のイングランド銀行の資産・
負債残高からみても大変な規模のもので
あった（因に、1896年中のロンドン手形交
換所加盟銀行のイングランド銀行への預け
金の最高残高は24.5百万ポンド）。例えば、
Hawtrey [1938] は、「イングランド銀行
の証券保有は1894年第2四半期には31百万
ポンドにすぎなかったが、1896年には44百
万ポンドにまで増加した。これは、一部は
日本政府が清国から受け取った戦争賠償金
をかなりの期間、イングランド銀行におい
ていたが、その例外的預金を遊ばせないよ
うにしたためであった」と指摘している。
また、最終支払（1898年5月）分の額面11
百万ポンドの小切手は、「実に宇内の中央
銀行とも謂ふべき英蘭銀行か未だ曾て授受
せしことなき巨額のの小切手なり」（明治財
政史第2巻p.217参照）といわれた。

こうした巨額の賠償金が最終的にどのよ
うに取扱われるかは、欧州とくに英国経済
にとって重大な関心事であった。現実には、
これは直ちに本邦に回送されることなく、
差当りロンドンに保管されたあと、金現送

は1896～98年の3年間で7百万ポンド相当
程度にとどまり、一部は引続きいわゆる在
外正貨として保有されたほか、大半は輸入
代金等支払（軍艦、鉄道軌道設備購入等や
各省経費支払）に充当されていった。

ロ. 賠償金回収に関するわが国の事情

当時わが国では、「独立国の国有財産は
一日も他国に寄託すべきものにあらず」
（末延 [1895]）として、賠償金を直ちに金
に兌換して日本に現送すべきとの声が強
かった。それにもかかわらず、わが国は本
邦回送をすぐには実施しなかった。そこで、
その背景を考えてみよう。

まず、賠償金の取扱いについては、1895
年12月に政府は「賠償金の運用綱要」を定
めている（明治財政史第2巻p.333参照）。

そこで色濃く出ている考えは、第1に本
邦への資金回送については不利益を被るこ
とのないよう経済金融情勢を十分見極める
べき、ということである。その結果、当初
の情勢は必ずしも金・銀塊を現送するのに
適したものではなく、このことが回収遅延
の原因となった。

第2に、賠償金の運用利益を極力挙げよ
うとしていることである。このため、わが
国は「在外正貨」¹⁾を通じる実質的な金為
替本位制²⁾を採用しようとしているが、こ
れは現送に伴う費用を回避しうるほか、
Nurkse [1947]、p.59) も指摘するとおり、
後進国にとっての「金とはちがって外国為

1) 在外正貨とは、国外に存置する公的資金であって、金地金、金貨のほか正貨（金本位制の場合は金）に
転換可能な金融資産をいう。後者については当初ポンド建・ドル建の当座預金、大蔵省証券等短期金融資
産のみを指していたが、後には定期預金や長期債もこれに含めて考えるようになった。日銀保有の短期金
融資産の一部は兌換銀行券の発行準備資産とみなされ、とくにこれを在外正貨準備と呼んだ。

2) 金為替本位とは、銀行券に対し兌換請求があった場合に、中央銀行が必ずしも金ではなく、金為替すな
わち金兌換を保証された外国為替を引渡す制度をいう。わが国の金本位制度（1897～1917年、1930～1931年）

替準備から得られる利子収益」の魅力がこの制度には存在したからであろう。

ハ、国際協調的側面

賠償金の本邦回収を直ちに行わなかった背景には、上記のようなわが国の事情に加え、英国の金本位制維持のための国際協調的側面があったことを忘れてはならない。すなわち、上記のような1895年12月の「賠償金の運用綱用」にもかかわらず、翌年4月には早くも渡辺大蔵大臣は日本銀行に対し、「償金は時機を見て為替又は金銀魂を以て可成速に本邦に取寄するの手段を取ると雖も此数年間は英国に必ず巨額の預け金をなすこととなるべし」（明治財政史第2巻 p.351参照）と伝達している。これはわが国の正規の方針とは別に、英国から何らかの回収猶予の要請があったことを示唆するものである。現に例えば、井上準之助は「日清戦争の時に日本は支那から3億6千万円の償金を取ったのでありまして、それは倫敦で受取ったのであります。……然るに英吉利では最初から条件が付いて居りまして、余り急激に此の金貨を日本に持って行かれては困る。倫敦の市場の妨げになるからといふ、注意がありました為に、左程急激に内地に持って来ることは出来なかったのです」と述べている。同様に「明治大正財政史（第17巻、pp.484～485）」（井上[1926]）は、「此等の償金は欧米の金融市場に対する影響を慮り、一時に本邦に回収せざることを条件とせしものなりき」としている。すなわち、英国側の回収見合せの

要請があって、わが国は国際協調の観点からこれに応じた、これはわが国にとって必ずしも不利な条件ではなかった、というのが当時の一般的な理解のようである。

ただし、本件については、そうした要請があったか否かは英国側の資料等からは見出せないとの指摘（斉藤[1981]、p.19）もある。

この点について少し検討を加えてみよう。1870年代から90年代にかけて英国の金融制度には二つの大きな変化が生じた。その第1はロンドンの金融市場が国際化し、「ロンドンヨーロッパに於ける為替取引の唯一の大決済所とな」り、「ロンドンに於ける外国資金の大量的預金は、今や世界商業にとって欠くべからざるもの」になるとともに、「国際的な現金支払に対する全責任は英蘭銀行にかけられることになった」（Bagehot [1915]、pp.43～44）ことである。この点を最も危惧したのはBagehotである。彼は、「ロンドンに於ける外国人の現金預金の増加するに従い、イギリスに対する『取付け』の機会と災厄が共に増加する」（Bagehot [1915]、p.46）として、イングランド銀行の準備を厚くするよう警告を発している。以上の点から考えると、普仏戦争の賠償金を上回る日清戦争賠償金は、これを受け入れたイングランド銀行にとっては、Bagehotの警告を思い起こし、日本に回収面での配慮を要請するのに、十分な事象であったであろう。

今一つの英国における大きな変化は、ロ

は実質的には金為替本位制度であったと Keynes [1913]、Nurkse [1947]、p.38、p.40、Bloomfield [1959] 等が指摘しているが、一部（例えば斉藤[1981]、p.5）に純粋な金本位制（金貨の流通せざる金貨本位制）であったとする見方も見られる。

ンドンを中心に国際金本位制が徐々に確立しつつあったことである。その背景として、金の供給増加からいわゆる「金の洪水 (golden flood)」(Clapham [1944]) によって流動性不足が解消したことが挙げられるが、まさに1890年代はそうした時代であった。このため、イングランド銀行発行部の保有金(地金と金貨)は1890年には2,265万ポンドにすぎなかったものが、1894年末には3,026万ポンド、1895年後期には4,000万ポンドをかなり超えた。この点からみると、わが国が仮に金現送をかなり大量に行ったとしても、イングランド銀行にとってはそれ程大きな打撃は生じなかったかもしれない。従って、わが国に回収遅延の要請があったとは断じにくい。ただ賠償金額が決定された1895年の段階では、38百万ポンドもの巨額な資金を一挙に金現送されてはイングランド銀行の準備も枯渇するはずで、イングランド銀行が金本位制維持等の観点から、わが国に何らかの要請を行ったとしてもおかしくはない。

さらにもう一つ、欧州金融市場の金融繁閑との関係も問題であった。というのは、清国は賠償金をわが国に支払うに際しては欧州市場で起債を行い資金を調達(総計48百万ポンド)したが、この代り金に見合う賠償金があるままわが国に流出することとなれば、金融は極めて繁忙化する筋合にあったからである。

現に1896年7月5日の「東洋経済新報」は、「5月16日の週は、我政府が倫敦にて受取りたる650万磅英蘭銀行に保管預りとなしたるがために[倫敦]市場の資金に不足を感じ貸付利子は1朱 [= %] より1朱半に引締り割引利子亦随て騰貴して3ヶ月支払

手形は1朱と云へる珍直を示した。しかし、1週間後には、我政府は右の償金中より100万磅を引出して各種の仕払^(ママ)を為したれば市場幾分か潤沢となり加ふるに今後4週間内には又々其幾分を引出すべしとの想像ありて割引利子は[1朱の]16分の13に下落した。我国の償金が如何に世界の金融を支配する勢力あるかを知るべし」と述べている。

実際には、わが国の賠償金はその多くが現地における支払い資金に充当されたため、市場が急速に引締まるといった状態にはならなかった。この間、市場関係者やイングランド銀行から市場調節上の何らかの要請がわが国にあったかどうかは前述の金現送の問題と同様確認できない。ただわが国は市場の空気を十分認識していたであろうし、市場を大きく攪乱したくないとの協調的意向は働いたかもしれない。

以上から考察すると、仮に英国側の要請がなかったにしても、少なくともわが国は英国の金本位制維持や金融調節上の問題に配慮し、先に国際協調の定義で述べた「政府当局が他国の反応関数に関する知識に基づいて政策を選択する」という「一方向の調整」を図る姿勢にはあったとみてよからう。

(日露外債募集以降の協調)

イ. 日露外債募集金の取扱い

日清賠償金の受入れは1898年5月で終了したが、イングランド銀行と日本銀行との業務的な取引関係はその後も継続された。その主なものは次のとおりである。

- ① 預金部保有公債の売却代金預け入れ (1897年)

1897年5月、政府は外貨預金確保のため、預金部保有の軍事公債43百万円をロンドン市場で売却し、その代り金を日清賠償金の例にならい、直ちに日本銀行経由でイングランド銀行に預入した。

② 四分利英貨公債の起債払込金の預け入れ (1899年)

1899年5月、政府は鉄道事業費捻出のため、ロンドンにおいて10百万ポンドの起債を実施（政府の外債発行は1873年以来で、これにより従来の外資非依存政策から転換）。シ団からの募集払込金をイングランド銀行に預入した。

③ 北清事変賠償金の預け入れ (1905年)

北清事変後、わが国は48百万円の賠償金を受け入れることとなったが、年賦利子を含め資金はロンドンにおいて英貨で受領し、イングランド銀行に預入した。

しかし、何といっても巨額の預金取引が生じたのは日露戦争（1904年2月～5年9月）の戦費調達のため、わが国が欧米市場で発行した日露戦争外債13百万ポンドの資金取扱いに関してである。この外債募集のため、日本銀行の高橋是清副総裁は戦争の前後3回（1904年2月、5年2月、6年9月）渡欧している。

この募集金のうちロンドン発行にかかわるものについては、1904年5月の大蔵省令達により、従来同様全てイングランド銀行に預入することを義務付けられた。その後、

これらの資金のうち余裕のあるものは英国大蔵省証券や国債の買入れあるいは確実な銀行の通知預金へと、有利子資産への運用替えが行われることとなるが、これに先立ち同年6月にはこれらの有利子資産の一部を兌換銀行券発行準備とし得るよう、制度改正が行われた。また、日本銀行はこれらの資産の管理を本格的に行うため、同年11月に倫敦代理店監督役を現地に常駐させ（初代吉井友兄）、日本銀行倫敦代理店（横浜正金銀行倫敦支店）を監督するとともに、「日本銀行倫敦代理店事務取扱規定」を定め、管理の厳正化を図った。³⁾このようにして、今回の外債代り金もその多くが本邦に回収されることなく、いわゆる在外正貨としてロンドンにおいてイングランド銀行預金その他の金融資産に運用された。その推移は第2表のとおりである。従って、日本銀行は当時のイングランド銀行の最大の顧客となっており、この点について Sayers ([1976]、p.41) は次のとおり記述している。

「1900年代の初めの10年間における[イングランド銀行の]取引先は極めて少なかった。金額的には、日本銀行が唯一の大きな顧客で、しばしば何百万ポンドの『資金運用』をしていた」

ロ. 金本位制維持のための協調

ここで、わが国が賠償金に続いて外債募集金についても直ちに本邦へ回送する措置

3) 同規定によれば、①イングランド銀行への預金は General a/c 及び Special a/c の2口に分け、前者には政府寄託金及び日本銀行本店勘定等に属する現貨の預入をなし、後者には日本銀行兌換券発行準備に属する現貨を預入すべし、②イングランド銀行預金より支払をなすときは小切手を使用し、小切手には代理店長又はその代理者に限り記名すべし等、イングランド銀行預金の取扱を細かく定めている。なお、上記の2勘定は1905年6月に政府勘定（政府寄託金）、普通勘定（日銀本店勘定）、別口勘定（兌換券発行準備）の三つに改められた。

第2表 日本銀行保有在外資産の推移

(千円)

	日本銀行 保 有 在外資産 (A + B)	銀 行 券 発 行 準 備 (A)				準 備 外 資 産 (B)		
			イギリス 銀行預金	通 知 預 金 等	大 蔵 省 証 券 (短期)	預 金	大 蔵 省 証 券 (中期)	そ の 他
年末								
1904	69,910	53,502	11,553	4,876	37,073	263	—	16,145
05	79,062	78,892	18,864	9,600	50,427	79	—	91
06	148,961	123,134	25,355	9,600	88,179	1,443	10,398	13,986
07	163,596	124,767	19,731	29,040	75,995	27,779	—	11,050
08	163,845	107,733	12,564	9,600	85,568	13,433	14,503	28,176
09	184,958	101,681	6,995	10,564	84,121	33,937	31,394	17,946
10	135,281	87,463	4,182	13,920	69,360	42,565	—	5,253

(資料) 「日本銀行百年史 資料編」(pp.332～333) ほかから作成。

をとらず、在外正貨という形をとった背景を探てみると、およそ次のような事情を指摘できよう。

当時在外正貨を国内に回送せよとの主張も少なくなかったが、政府・日銀が在外正貨の形を採用したのは、先の清国賠償金の場合と同様、「元来外債手取金の大部分は結局外国に於ける支払に充てられるべきものであるのだから、必ずしも之を現送するに及ばない」(深井 [1941]、p.82) というところにあった。加えて今回は、わが国は1897年に金本位制を採用していた。その意味で、在外正貨を一挙に金現送すること避けることによって、英国を中心とする国際金本位制の維持に参画していくことは、わが国にとっても有益であったといえよう(斎藤 [1981]、p.59)

こうした状況のもとで、今回の場合は日清戦争賠償金と異なり、民間の側から「外債募集に関して金の現送を回避するというわが国と英国との内約がある」との批判が出た。しかし、外債募集の関係者はこれを

強く否定している(深井 [1941]、pp.81～82)。實際上、英国は金本位制を採用している国の一つとして、他国の金本位制の維持に妨げとなることはしない、との配慮は働かせたであろうし、わが国の協調姿勢も国内で金本位制をとっている限り、「一方的協調」の範囲にとどめることは必要であったであろう。

今回の場合、むしろはっきり出ている考え方は、民間銀行や金融市場への配慮である。すなわち、深井英五([1941]、p.82)は「英国の外債発行銀行団は急激なる金の現送により金融市場に波動を起すことを成るべく避けるように希望した。……先方の希望をも参酌して外債手取金を外国に存置した」と述べている。外債発行を円滑化ならしめるためには何よりも引受けシ団の意向に沿う必要があったことは十分理解できる。これを裏付けるように、外債募集のため渡欧中の高橋日銀副総裁からは総裁にあてて、「英蘭銀行へ現金預け金常に三百万磅餘も有之候ときは、日本政府の該措置に

対し市場の気分甚だ面白からず、該次公債発行の節人気上の損少からず。依て本月分払込金を以て日貸及来年一月期限位迄の大蔵省証券買入に放資する事緊要と存候……」との電信（日本銀行保有資料、「松尾総裁関係史料」、1904年7月13日付）が発せられている。つまり、上述のような資産運用の多様化は必ずしも収益獲得のためだけでなく、民間銀行への放資の意味合いも強かった。

このように、民間からの要請があり、これにわが国が協調姿勢を示したということの背景には、わが国が国際的な信用確保に努力していたことがある点を見過してはならない。また、仮に民間からの要請がなかったとしても、わが国は国際的な信用維持の観点から市場の混乱をきたすことのないよう努力したに違いないように思われる。このことは、例えばロンドン代理店監督役（第3代小野英二郎）から本店にあてた次のような上申書（日本銀行保有資料、「倫敦代理店監督役往復書類綴」、1909年11月書信）によっても裏付けられよう。

「……目下有利なる為替相場を利用し米国へ資金を回送し置くことは本邦には極めて好都合に有之候得共、右回金は英蘭銀行の方針とは全く反対の結果を市場に生ずる恐有之候様奉存候。……此際同行の目的に反する事を永く継続し、当地当局者に不要の念を増さしむるも本邦永遠の利害より如何と被存、前記の通具申仕候事に御座候。尤も本件に就きては他より注意等受け候事は毫も無之候に付、右不悪御諒承可被下候。」（11月2日付）

「当地に於て代理店の取引上同行[イングランド銀行]の手数を煩し居る事も頗

る多く、同行は特に当方の為め種々の用紙をも印刷し居る次第にて、同行営利上の為めにも若干の無利息預金は残し置かれ度希望も内々有之候様推測仕候。又、今後本邦財政上の信用を益々鞏固ならしむるには、当方資金の運用上英蘭銀行を始め当地有力なる銀行家に満足を与へ候事最も緊要と奉存候。」（11月23日付）

ここで強調されている点は、「先方からの強い要請や注意があるわけではないが、本邦永遠の利害や本邦財政上の信用を強固にするためには、現地市場への配慮が必要」ということである。ここでは一方向の調整による国際協調を図ることがはっきりと述べられている。この点、日清賠償金の際の姿勢よりも更に主体的になっているといえるであろう。

もっとも、次の文献は同時期に日銀総裁（松尾臣善）からロンドン監督役にあてた電信であるが、このなかで「イングランド銀行の了承をとって金現送を行うことは一国の中央銀行の独立性を危うくするもの」との意が述べられており、一方向の調整はあくまで自主的に行うべきことを明言したものであるとして傾聴に値しよう。

「従来英蘭銀行は本行がロンドンより金塊を輸出せんとする時、予め其額を同行へ内報すること及ロンドン市場に不利なる影響を与ふるの惧ある時期には可成金塊を同地より輸出せざらんことを希望したることあり。本行も出来得る丈け同行の希望に負かざらんことを勤め来りたれども、金塊輸出に付、特に金額迄も定めて英蘭銀行の内諾を受けたる上、買入に着手するは全く新例に属し、斯の如き習慣を作るは好ましからざることと承知

有之度。」(日本銀行保有資料、「倫敦代理店監督役往復書類綴」、1909年8月24日付)

ハ. 金融調節のための協調

既述のとおり、わが国のロンドンに保有する金融資産の現地市場に対するインパクトは極めて大きいものがあった。わが国はとくに金現送については上記のとおり「一方的調整」の態度で臨んだが、この間日常的な金融調節については日本銀行はイングランド銀行としばしば「協議」し、国際的協調を図っている。こうした例の一つは、1905年の協議である。Sayers ([1976]、pp.53~54) はこれについて次のように記している。

「イングランド銀行は1905年の秋、日本銀行との間でその勘定の運用について協議をしている。……1905年12月14日から1906年1月18日の間に少なくとも5度イングランド銀行によって日本銀行から借入れが行われた。その額は50万ポンドから160万ポンドにわたるものであった。この特別の経路はイングランド銀行にとって非常に重要となったので、長年にわたり、日本勘定は日計帳 (Daily Accounts book) においてその他民間預金 (Other Private Deposits) のうちの

勘定として朱記されていた。」

日本銀行とイングランド銀行の協議は当時のイングランド銀行の引締め策を実効あらしめるために行われた。すなわち、従来イングランド銀行は預り金に付利しない定めであったが、日本銀行から金額、期限を指示して運用委託すれば手数料 (年0.5%) のみでこれを実施する旨の同行申出 (9月10日) があり、これに対し日本銀行は「利回至極好都合宜敷」との判断を大蔵省に上申、同省より「ロンドン代理店監督役に於て適宜に金額および期限 (かなり短期) を定めて英蘭銀行へ依頼すべし」との指令 (9月14日付秘第2669号) を得た。これにより、イングランド銀行における日銀預金の民間銀行への流出が抑制される一方、民間銀行における日銀預金の一部はイングランド銀行に吸収され、イングランド銀行の引締め策を支援することとなった。

なお、本件については次のような特殊な経理がなされており、イングランド銀行の帳簿と照らし合せて研究するには注意が必要である。⁴⁾

① 日英間ではこれを貸付金契約とする。

ただし、日本銀行は日銀条例上無担保貸付を行うことができないので、定期預金として経理する。

4) イングランド銀行への貸付に関するロンドン監督役の本店宛報告の中に次のような記述がみられる。

「同行 [イングランド銀行] は市中銀行より無利息にて預り居る預金の一部を借入金^(ママ)の形式に振替へ之に對して相当の利息を支払ひ居る事右は之に依り同行預金勘定残高を減じ、同行現金保有高と同行預金残高の割合を大ならしむる主意に有之候。尤も同行營業報告には借入金の科目無之候為、同行帳簿の整理方は右借入金にて同行所有の有価証券を買入れ、特別の保管に移すものと仮定し、借入金に相当する所有有価証券を營業報告中より払出候趣に御座候。其の一例としては十月十八日当代理店にて五拾萬磅の遊金有之候に付、右資金にて十月二十八日發行の大蔵省証券に応募する予定に有之、同日迄十日間該資金を運用する必要有之候間、英蘭銀行へ右運用方に就き相談到候處、同行は年貳分七厘五毛の利率にて市中に該資金を運用致し呉る可く、右に對し同行に年五厘相当の手数料を仕^(ママ)払ふ事とし、右資金を預け入申候。右様の資金は当方に於ては英蘭銀行に対する定期預金の整理方に至居り候得共、先方に於ては預金勘定に加へ

② イングランド銀行は、付利預金の受入れを行わず、また営業報告（週報）には借入金の科目もないことから、経理上この借入金を見合いに同行保有有価証券を売却することにより、両者を両建てでイングランド銀行勘定から削除する。

③ これにより、イングランド銀行への日銀預金は増加が阻止され（あるいは減少し）、現金準備率（預金総額に対する現金準備の割合）の低下を防止（あるいは上昇）する効果も企図する。

1906年になると金融は一段と引締まり、加えて4月からはわが国が外債払込金の市場運用を停止（為替資金支払いを目的として、イングランド銀行当座預金に運用替え）したため、金融は過度に逼迫した。この行き過ぎを抑えるため、イングランド銀行は日本銀行と協議し、資金の市場放出要請を行っている。すなわち、ロンドン監督役来電（日本銀行保有資料、「倫敦代理店監督役往復書類綴」、4月20日付）によると、「他に多少の原因あるべきも、近年[ロンドン]代理店が俄に資金の回収をなしたため、市場の金融逼迫し、すこぶる物議を生じたるを以て、英蘭銀行へ交渉のすえ、同行よりの申出に依れば……此際破格をもって年2分乃至3分の割合にて無手数料を以て相当金額をコールマネーにて運用方取計ふべしとのこととなる……」として、イングランド銀行の要請があったことを明記している。

上記の1905年にイングランド銀行が日本

銀行に対してとった特別措置は、1915年に一般化された形で再び導入された。すなわち、同年2月以降イングランド銀行は、当初は同行自身の特殊な取引先から目立たないように借入れを行い、後には手形交換所加盟銀行やその他銀行からもっとおおっぴらに借入れを行って、絶えず余剰資金を吸い上げようと努めた。Sayers（[1976]、p.112）が「これらの銀行からの借入れは特別預金（Special Deposits）と呼ばれるようになったが、イングランド銀行週報から除外された」と述べているように、経理上の扱いも以前同行と日本銀行が協議して行ったものと同じであった。この特別預金制度はその後のイングランド銀行の重要な金融政策手段となっていくた。1917年には第1次大戦下の資金調達手段として、中立国からの資金吸収を促進する見地から、イングランド銀行はこの特別預金について、国内顧客と海外顧客の間に差別利子をつけ、外国資金をロンドンに繋留しようとした。すなわち、1917年11月にイングランド銀行は「手形交換所加盟銀行に対し外国の資金源から受け入れた預金に相応する金額を3日間の引出し予告付き特別預金としてイングランド銀行に預入するよう要請（Sayers [1976]、p.132）したが、この預金には優遇金利（その他の特別預金が年4%であるのに対し、年4.5%）が付された。本優遇制度は1919年10月に廃止され、3日間の引出し予告付き特別預金は無利子となったが、日本銀行はイングランド銀行と協議を

ず、又目下の場合には市中に此資金を貸出すに非ずして其实前記の通り同行所有有価証券に運用する形式にて保管する趣に御座候。」（日本銀行保有資料、「倫敦代理店監督役往復書類綴」、ロンドン代理店監督役より松尾総裁宛書信、1909年11月2日付）

重ねた結果、日本銀行のこの種の預金についてはその大口性に鑑み、同行から特別に年3.5%付利（ただし15日間据置の条件付き）を認められた。

以上のような具体例は、いずれも日本銀行とイングランド銀行が協議を行い、わが国が英国の金融政策を支援するかたちで国際協調が図られたものといえよう。

（情報交換等の面での協調）

以上のような業務的取引に対し、情報交換等の面でのイングランド銀行と日本銀行の関わりがどのような状況であったかをみてみよう。

1896年ロンドン代理店が開設されたが、その実体は前述のように横浜正金銀行ロンドン支店に事務委嘱したものであり、こうした預金取引にとどまる関係は、1904年同代理店監督役のポストが設置され、日本銀行職員が同ポストに派遣されるようになってからも暫時続いている。日露戦争時の外債募集に際して高橋副総裁が渡英した際（1904年）も、イングランド銀行総裁との接触は「英蘭銀行への預け金を多額引出す場合には前日迄に連絡してもらいたい旨申入れがあった」（日本銀行保有資料、「松尾総裁関係史料」、）という預金取引に関する記録しか残っていない。こうしたことからみると、同監督役のイングランド銀行との接触は Chief Cashier（業務局長）どまりであったようである。例えば、1908年大蔵省の依頼により英国国庫制度の調査にあたった監督役（柳谷卯三郎）は、「英蘭銀行側に就き取調ぶべきことは、同行に於て内部の取扱振詳細に指示するを承諾するや否やと存候得共、出来べくは当邦大蔵省よりの紹介を利し、一方には小生知己なる同行“チー

フカッシャー”なる“ネヤン”氏へ懇談し、可成目的を達し度と存居候」（日本銀行保有資料、「倫敦代理店監督役往復書類綴」と本店宛報告している。

もっとも、1913年に Cunliffe がイングランド銀行総裁に就任（～1918年）してからは、「同僚と相談することなくすべて独断的に物事を決定した」（Sayers [1976]、p.144）同総裁の性格によって、ロンドン監督役との接触は従来よりは質的に濃いものになったようである。例えば、Sayers（[1976]、p.128）は「日本の銀行シンジケートに対する[英国政府の]円建国庫債券の発行[1916年11月に円建債1億円を日本で起債]について Cunliffe 総裁が個人的に交渉するという異例な事態が生じた」と述べているが、このシ団組成の任にあたった日本銀行も Cunliffe 総裁から何らかのアプローチを受けたとみて間違いないであろう。

Cunliffe 総裁時代には日英間の相互協力措置として、ロシアからの金搬送の一部を日本銀行が請け負ったことがあるので、国際協調の一つのエピソードとして記しておこう。

1916年、英国政府は帝政ロシアから40百万ポンド相当の金塊を受け取るようになったが、当時は第1次大戦中とあって欧州内での移動が困難なため、3回（1916年1月、7月、17年3月）にわたってシベリア経由でカナダ（オタワのイングランド銀行勘定）へ搬送することとし、ウラジオストックからカナダまでの軍艦輸送を日本政府に依頼してきた。これを受けたわが国は、在外資金を正貨として国内に輸送することが極めて困難であった状況下、

「其の条件として輸送さるべき金の一部 [7.7百万ポンド相当]を日本銀行に譲受け

ることに英蘭銀行の同意を得……、我方に受取るべき金を敦賀に陸揚し、其の対価として日本銀行が倫敦に於て保有する在外資金の相当額を英蘭銀行に引渡したのである。此くして国内正貨を大に充実し、戦時の不安に拘らず我が金本位制度を堅固にすることが出来たのである」(深井 [1941]、p.142)。

3回にわたる搬送のつど日本銀行は行員を派遣し、政府に代わって金塊を受領したほか、輸送にあたる軍艦の都合で金塊を一時わが国で保管することになった時は、日本銀行大阪支店がその保管を担当した。とくに第3回目の輸送時点(1917年3月)ではロシア革命が勃発し、革命政府は直ちに金貨の積出し阻止を指令したが、間一髪のところウラジオストックからカナダへ向けての積出しに成功し、「英蘭銀行総裁カンリッフは一生中の最大快事の一として喜んだと云ふことである」(深井 [1941]、p.142)。

その後のロンドン監督役とイングランド銀行との接触振りの変化については、中根貞彦監督役(1921～25年)が詳しく述べている。⁵⁾

これによると、監督役が情報収集のため英蘭銀行へ出向き、同行総裁と面会するようになったのは1921年以降のことである。その契機は、当時の井上準之助日銀総裁とニューヨーク連邦準備銀行 Strong 総裁が肝胆相照らす仲であったことから、Strong 総裁の紹介状を得てイングランド銀行 Norman 総裁の知遇を得るようになったということである。これを切掛けとして同行総裁が日常的な情報収集の対象となり、公定歩合操作の背景等の

説明も受けるようになった。また、こうした関係をもとに関東大震災後の英貨公債募集(1924年)が実現し、さらに後述のようなベルギー、イタリア各中央銀行へのクレジット設定にあたっても同行から参加の勧奨がなされることになったようである。

もっとも、こうした Norman 総裁との接触は以上のような日本銀行側のアプローチもあったであろうが、多分に同総裁の中央銀行哲学に負うところが少なくないと思われる。すなわち、Sayers ([1976]、pp.219～223)によれば、Norman 総裁は他国の中央銀行との関係を極めて重要視し、中央銀行間で守られるべき四つの原則として次の点を信条にしていたといわれる。

- ① 協力 (Cooperation) ……中央銀行にとって共通の利害に関することはお互いに相談し合い、またお互いのやり方が分裂することはできるだけ回避する。
- ② 取引集中 (Exclusiveness) ……中央銀行は中央銀行のみに勘定を開設し、民間銀行には勘定を開設しない。
- ③ 自由残高の存置 (Balances) ……中央銀行は他の中央銀行に代わって資金の効率的運用を図ってやるべきであるが、中央銀行にも適度な規模の自由残高が存置されている姿が望ましい。
- ④ 自立性 (Autonomy) ……中央銀行は中央銀行とのみ話をすべきである。

このような Notman 総裁の中央銀行哲学は、現在においても中央銀行間の結束を強める重要な支柱になっているように思われる。

Norman 総裁との接触振りについて、後述

5) 日本銀行調査局編、「中根貞彦氏金融史談速記録」pp.25～28、pp.49～50、pp.53～56を参照。

のジェノア会議（1922年）で同席した深井英五（日銀理事）は次のように具体的に述べている（深井 [1941]、pp.188～189）。

「ノルマン総裁は中央銀行会議の成行如何に拘らず日本銀行との関係を密接にせんことを希望し、如何にして内密の電報通信を為すべきかと相談した。……勿論専用の電信暗号を持って居ると答へたら、それで初めて安心したもの如く、今後は監督役と懇談するから、往來を繁くして呉れと云った。其後監督役の存在が英蘭銀行の眼中に濃厚となり、日本銀行は頻々重要な情報を受け又は意見の交換を行ひ得るやうになった。国際經濟變転の急激なる際、其の益を受けたことは頗る多い。」

しかしながら、こうして築かれた日本銀行とイングランド銀行との密接な関係も日華事變（1937年）以降は疎遠なものとならざるをえず、とくに1940年9月日独伊3国同盟締結後は、ドイツのロンドン爆撃が激化したこともあって、同年10月ロンドン代理店は閉鎖され、監督役は本国に引揚げた。

（2）ドイツ・ライヒスバンクとの協調 （日清賠償金、日露外債を巡る協調）

わが国は前述のように1895年から98年にかけて清国賠償金を受領したが、これらは全てロンドンで受渡しが行われたわけではなく、賠償金38万ポンドのうち、5.1万ポンドについては、1896年5月と98年5月の2回に分け、ベルリンに於て英貨を以て授受がなされた。このうち2.1万ポンドは直ちにロンドンへ回送されたが、残額3万ポンドについては日本銀行名義でライヒスバンクに当座預金（無利子）として預入された。これが日本銀行とドイツの中央銀行たるライヒスバン

ク（Reichsbank）との最初の関わりである。当時ライヒスバンクは外国人との取引を行わないこととしていたので、日本銀行が口座開設を行ったことは極めて異例のことであった。

このようにライヒスバンクへの預入が行われたのは、清国が賠償金支払の資金調達のためドイツにおいて外債募集を行ったことから、この資金がそのまま国外へ流出すれば国内金融逼迫の恐れがあったからである。また、当時ドイツは金本位制の確立期（1909年に終了）にあり、金の流出を極端に惧れる状況にあった。

こうしたことから、ドイツ政府はわが国政府に対して上記のような措置を要請、わが国はこれに応じた。この点、やや一方的な協調を図った英国の場合とはかなり異なるといえよう。

この当座預金是何時でも英国に於てイングランド銀行のライヒスバンク口座から英貨を以て引出し得る条件付きのものであったことから、1回目分は1896年11月から翌年2月に4回に分けて、2回目分は98年5～6月に3回に分けてロンドンに回金された（明治財政史第2巻、p.200、p.212）。このロンドン回金とともに、ライヒスバンクの日本銀行名義の口座も閉鎖された。

ライヒスバンクへの口座が再び開設されたのは日露戦争時である。すなわち、日露戦争の外債（第2回四分半利英貨債）発行がドイツに於ても実施され（1905年7月）、払込金はこれを受領した駐独本邦公使によって日本銀行（ロンドン代理店）に預入された。その際大蔵省の令達（1905年7月18日付秘第1983号）によって、かなり短期のドイツ大蔵省証券に運用することを第1とし、残額はドイツ銀行（ベルリン）、北ドイツ銀行（ハンブルグ）

に利付預入し、時機を見計らいロンドンへ回金することとされた。この大蔵省令達では、ライヒスバンクへの預入を予定していない一方、ライヒスバンク側でも外国人に口座開設することには消極的であったが、大蔵省証券等への運用の便宜上同行に当座勘定を有することが望ましいとの判断から、7月末四分半利英貨債払込金の受入れと同時に同行に日本銀行の当座勘定（無利子）が開設された。ロンドンからドイツに出張し、この口座開設に注力した長島隆二（大蔵省試補）はこの経緯を出張報告（日本銀行保有資料、「倫敦代理店監督役往復書類綴」）の中で次のように述べている。

「帝国銀行 [=ライヒスバンク] の規則として外国人と勘定を開かざるが故に……日本銀行に勘定を開くことを許さざりしが、寄託金運用より見れば既にロンドンにては英蘭銀行に預入るる原則としたるが如く、独逸に於ても同一の方針を採るべく……帝国銀行と協議したるに同行総裁の承諾する所となりたるを以て代理店支配人は高橋副総裁の同意を得て、……同行に当座勘定^(ママ)を開き、公使より領収したる収入金を一旦同勘定に移したり。」

ドイツにおける外債発行払込金は直ちにはロンドンに回送されず、かなり長期にわたりドイツ国内で運用された。このように日清賠償金とは異なる措置がとられたのは、爾後の同国における外債発行に支障をきたさないよう、ドイツ財界の印象をよくし、金融市場の信用を得ておきたいという意図によるものであった。この間の事情は高橋是清自伝（高橋[1976]、pp.246～250）の中にも述べられている。

これを裏付けるように、高橋は松尾日銀総

裁宛次のような電信（日本銀行保有資料、「倫敦代理店監督役往復書類綴」、1905年8月10日付）を送付している。

「第四回外債独逸発行分は……成るべく早くロンドンに回送候様取計度候得共、一面には独逸に於ける募集金^(ママ)を用捨なく急激に他国に移送候ては痛く独国財界を失望せしめ、大いに将来の日本公債募集に関する気合を悪しくする恐有之候に付、其辺の呼吸をも慮り、日本公債に応募しても独国財界は之れが為めに窮迫せしめらるる事なしとの安心を此の際彼等に感得せしむること極めて必要なりと存候に付、安全にして有利なる放資の道、独国に有之候はば、当分同国に於て放資し、……成るべく注意して独国財界を攪擾せざることを期せざるべからず……。」

その後、ライヒスバンクの当座勘定は後述のように1924年3月ライヒスバンクから日銀に当座勘定開設の用意がある旨の申出があることからみて、大戦中に一旦廃止されたものと推測される。

（第1次大戦後の支援）

ライヒスバンクと日本銀行との関係は、その後第1次大戦を経て、1923年コルレスポデンス契約の締結で再開された。

この当時（1921～22年）、ドイツは第1次大戦敗戦の結果、巨額の賠償負担と激しいインフレに直面して、マルクに対する信認が動揺し、これに対してライヒスバンクはマルク相場を支えるために数か月に渡って外国の取引所において保有金を大量に放出していた。

こうした状況下、ライヒスバンクは金準備節約や為替相場の安定のためには世界各国の中央銀行と直接取引を行うことが必要との考

えに傾いた。ライヒスバンクはまずイングランド銀行と口座の持合い、コルレス契約の締結を行っているが、その間の事情は Sayers ([1976], pp.244~245) が記している。

ライヒスバンクは日本銀行に対しても、1924年3月書面で次の2点について応じる用意があるか否かを照会してきた。

① コルレス契約の締結

日本銀行がライヒスバンクのために日本払手形・小切手の取立てを行うこと(なお、同行は何時でも日本銀行のために当座勘定を開設する用意があること)。

② 円貨払為替に対する信用供与

ライヒスバンクは近くイングランド銀行に対し約50百万マルクの金を寄託するので、日本銀行はこれを担保にドイツの円貨建為替負尻に対して、10百万円までの信用供与(スタンドバイ・クレジット方式)を行うこと。

以上の要請に対して日本銀行は同年11月、同行に対し①の手形・小切手類の取立依頼については承諾する旨、また②のクレジットラインの設定については検討中である旨の回答を行い、引続き具体的な契約内容の交渉に入った。その結果、日本銀行は1925年7月14日以降ライヒスバンクのために手形・小切手類の取立ておよび為替勘定貸方残高の限度内で円貨払為替の支払を行うこととなった。なお、この間ライヒスバンクへの当座勘定開設は見送られた。

このコルレス取引は以来主として書籍輸入代金決済のために使われ、第2次世界大戦終結時の残高は42千円余となっていたが、1951年11月政府に対する連合軍総司令部覚書により、翌12月日本銀行勘定から払出され、Chase National Bank 東京支店内の「Tripartite

Trustee 円勘定」に振替えられた。

上述のような第1次大戦敗戦後のドイツ経済の窮状に対処して、産業資金の供給、貿易の復興を狙いに、ライヒスバンクの Schacht 総裁はドイツ金割引銀行 (Die Deutsche Golddiskontbank) の設立を提案、イングランド銀行の援助のもとに1924年4月7日その実現をみた。このドイツ金割引銀行というのは、外国信用の導入により早急にドイツ経済の立て直しを図ろうとするものである。その資本金は10百万ポンドで、このうちライヒスバンクは外国の信用供与により5百万ポンドを調達し、これを払い込んだ(残りはドイツの国内銀行が拠出)。Schacht 総裁からの協力要請に対して、国際金融協力を積極的姿勢を有していたイングランド銀行 Norman 総裁はライヒスバンクにその出資分5百万ポンドを融資する旨の協約を締結、このうち半額(2.5百万ポンド)について為替の安定した国の中央銀行に協力を求める見地から、スウェーデン、スイス、オランダ、日本の各中央銀行およびアイルランド銀行の5行に対し各50万ポンドの融資参加を呼びかけた。

日本銀行に対するイングランド銀行の融資勧誘は同年4月3日、Norman 総裁からロンドン代理店監督役を通じて行われた。この件について、同代理店中根監督役から日銀本店宛電信(日本銀行保有資料、「倫敦代理店監督役往復書類綴」)は次のように述べている。

「英蘭銀行総裁は独逸 trade 援助計画に付、目下非常の努力をなしつつある趣。右は独逸を現状の儘放任せば unemployed 増加、starvation 擾乱となり、trade の崩壊を意味すべく、欧州は勿論世界に取り大問題なるが故に、之を阻止せんとするなり。其方法未決定なれども……二、三週間には

何とか arrangement 成立見込の由内談あり……」(1924年1月13日付)。

日本銀行はこの呼びかけを種々検討した結果、本計画はドイツ経済の復興、ひいては欧州経済の安定に寄与するものであると同時に、同行にとっても国際金融市場との関係を緊密化させるという点でメリットが大きいと考えた。加えて注目されるのは、これを受諾することは将来中央銀行間の関係を密接なものにしうるメリットをも考慮していたことである。中根監督役は日銀本店宛次のような別信(日本銀行保有資料、「倫敦代理店監督役往復書類綴」)を送付している。

「……本日英蘭銀行総裁より面会を求められ候処、該件は……新銀行成立に援助を与ふる為め英蘭銀行とライヒスバンクとの間に大体左の如き協約成立したり。(協約略)

本件は独逸経済崩壊阻止の目的を以て各国中央銀行(ExchangeのStableなる国)が協力するものにして、日本銀行が之に参加するは将来中央銀行間の関係を密接ならしむる利益あり。故に進んで之に参加して可なるものと愚考致候。」(1924年4月3日付)。

日本銀行は政府の認可を得てイングランド銀行の申入れを了承した(他の4行も参加)。ただし、当時の日本銀行条例の適用上なるべく貸付の形式を避けたいとの判断から、同行はイングランド銀行と協議の結果、ライヒスバンクに対する定期預金(期限1年)の形式をとることとなり、同年4月30日イングランド銀行のライヒスバンク勘定に50万ポンドを払い込んだ。

この金割引銀行は「設立後直ちにその業務を開始し、ドイツ経済界に対する信用供与のパイプ役を果たしたが、1924年8月27日にそ

れ[貸付額]は最高水準の1,400万ポンドに達し」(Deutsche Bundesbank [1976])、為替安定に貢献した。ドイツの経済復興を背景に、1年経過後にライヒスバンクは金割引銀行が調達した外国信用を全て返済することができた。これに伴い、日本銀行のライヒスバンク預金も引出され、イングランド銀行への当座預金に振り替えられた。

以上のような第1次大戦後の支援は、イングランド銀行の呼びかけやライヒスバンクの要請に呼応したものであった。こうした支援的国際協調の背後には、欧米列強の中央銀行との関係を密接化したいとの日本側の意向が強く働いていたのである。

(3) ニューヨーク連邦準備銀行との協調 (預金取引を通じる協調)

日本銀行と米国との関係は、1904年11月の日露戦争の第2回外債募集に遡る(同年5月の第1回募集の際は米国公使が担当)。同月、大蔵省は日本銀行に対し令達(秘第2152号)を発し、公債払込金の取扱方を委託した。これを受け日本銀行は横浜正金銀行紐育出張所を日本銀行紐育代理店として委嘱するとともに、この事務を監督し経済上の諸般の調査報告をなさしむるため、翌1905年2月紐育代理店監督役(初代柳谷卯三郎)を設置した。もっとも、米国には英国やドイツとは異なり、当時はまだ中央銀行が存在しなかったため、預け金の運用は民間銀行10行に対して行われた。この10行は外債募集のため滞米中の高橋日銀副総裁によりリストアップされたもので、主として外債引受に加わった「同地第一流の銀行及トラスト会社」(高橋)であった。この運用先の範囲は高橋副総裁の意見によりその後何度か拡張されている。

日本銀行と米国の中央銀行との関わりが生じたのは、米国連邦準備制度が誕生した1913年以降のことである。

1914年11月開業したニューヨーク連邦準備銀行 (Federal Reserve Bank of New York) は第1次大戦中の1916年12月イングランド銀行をその海外代理店 (correspondent and agent) に指定、さらに翌17年2月にはフランス銀行も同様の海外代理店とした。

これは開業後2年を経て国内の決済システム (clearance and collection system) に目途をつけた連邦準備局およびニューヨーク連銀が、国際的な為替手形の売買を円滑化することによって貿易の拡大と為替の安定を図ることを目的に、連邦準備法 (Section 14 paragraph (e) of the Federal Reserve Act) によって認められた海外との correspondent および agent 契約締結に着手したものであった (FRB of New York [1917])。

その一環として、米国当局はわが国にも同様の取決めを締結したいとの提案を行ってきたが、このように極めて早い段階から日本銀行にもアプローチがなされたことは、当時のわが国の国際金融における重要性を物語るものといえよう。

これは、1917年6月日本銀行ニューヨーク代理店監督役 (浜岡五雄) からの本店宛来電 (『日本銀行百年史』第2巻、p.463) によって端緒が開かれた。

日本銀行はこの来電に記された米国の提案を検討した結果、同年12月渡米中の政府特派財政経済委員長目賀田男爵に対し、ニュー

ヨーク連銀との交渉を依頼し、これを積極的に進めることとした。

目賀田男爵の斡旋と浜岡監督役の交渉により、1918年1月16日、日本銀行とニューヨーク連銀との間に覚書 (日本銀行百年史第2巻、pp.463～464) の調印がなされた。また、これにはニューヨーク連銀 Strong 総裁の尽力が大きく貢献したという。

ただし、日本銀行とニューヨーク連銀との関係は前述の英仏のように “correspondent and agent” と具体的に明記されたものではなく、協定文自体抽象的なものとどまっている。ニューヨーク連銀年報 (1918年) ではこれをイタリア銀行 (1917年9月 correspondent としての相互協定締結) との関係と類似したもの (similar) と表現している。

この協定の趣旨を実現するため、日本銀行とニューヨーク連銀との間で交渉が重ねられた結果、1920年3月両者の間に相互預金取引契約が締結され、約定書が取り交わされた。その主な条項は「日本銀行百年史」(第2巻、p.466) に記述されている。

この契約に基づき、日本銀行は同月政府寄託金のうち20百万ドルをニューヨーク連銀に預入した。上述のように相互に同一条件で資金預入を行うことが約定に定められていたが、実際にはニューヨーク連銀から日本銀行への預入は昭和初期に至るまで行われなかった模様である。これはニューヨーク連銀自体必ずしも外国中央銀行への預入に積極的でなかった⁶⁾ こともあるが、日本銀行側も日米両国の法制上の相違 (米国の預金は信託預金で

6) ニューヨーク代理店の調査 (日本銀行保有資料、1925年8月「紐育準備銀行調査報告」) によれば、以下のようにニューヨーク連銀はいずれの外国中央銀行にも預入を行っていないかったようである。

あり、日本銀行条例上本行がこれを取扱うことには疑問があること)、金融事情の相違(わが国では商業手形のような運用対象物件の市場への出回りが極めて少ないこと等)等から資金受入れに消極的であったことも原因している。後者については、例えば1922年12月、ニューヨーク連銀が日銀に資金を預託した場合の取扱いについて、営業局長からニューヨーク代理店監督役に対する「本邦特種^(ママ)の金融事情並に本行特種^(ママ)の立場あるを以て本行に於いては準備銀行が本行の爲めになし異なる所と同様の取扱をなすこと頗る困難」との発信文(日本銀行保有資料、12月22日付)からも推測しえようが、前記約定書において一流手形への運用を「可能な範囲で」(if possible)としているのはこの趣旨を込めたものであろう。

その後、この約定書は1921年から40年にかけて数次にわたり改訂されたが、主要なものは1922～23年および38年のものである。

まず1922～23年の改訂についてみると、1922年9月ニューヨーク連銀から関係緊密化を目的に、他の correspondent との約定に準じ日銀にとり有利な新契約締結の提案があり、翌10月まず資金預入条件の変更が行われ、その後新契約については日銀側の意向で本提案を若干修正のうえ、23年6月新契約が締結された。

なお、本行が修正を申し入れた主な点は、連銀からの「相互に agent and correspondent たること」を明記しようとの提案に応ぜず、単に「相互に correspondent たること」という表現にとどめたことである。この点に関し、

当時日銀本店からニューヨーク代理店監督役にあてた通牒(日本銀行保有資料、1922年12月18日付)は次のように述べている。

「過般ジェノア会議前後に於いて各国中央銀行提携問題の取扱はれたる際、中央銀行が海外に代理店を置く場合には其他の中央銀行に於いて一手に之を引受くるを以て本旨とすべきこと一部関係者間に考慮せられたる事実有之候為め、本行の立場としては今日の所此の傾向に一歩進むことともなるべき右文言(筆者注、agent を指す)は之を避け、単に correspondent たる従来の関係を示すに止め度し……」

この agent 契約締結に逡巡した理由は、上記通牒も述べるのとおり、日本銀行が一旦ニューヨーク連銀と agent 契約を結ぶと、ジェノア会議の趣旨からいって、従来の横浜正金銀行ニューヨーク支店との代理店契約を破棄させられる可能性があったからである。

さて、1938年の改訂については、前年12月にこれもニューヨーク連邦準備銀行側から申出があったものである。その内容は手形・有価証券等の売買、金イアマーク等の取扱いを若干改正するほか、新たに為替売買、証券保護預り等についても規定するもので、日本銀行側も当時の情勢に鑑みて妥当なものと判断し、38年2月この申出を了承した。ただし、当時すでに日銀の預入残高はゼロとなっていた。当勘定の帰趨については記録が見当たらないが、預入残高が無いこともあり、第2次大戦によって実質上閉鎖されたものと思われる。戦後日銀名義勘定が開設されたのは1953年12月であった。

「コルレス関係を有する外国中央銀行は多く紐育準備銀行に資金の預入をなせども、紐育準備銀行が外国中央銀行に資金を預入することは目下行われず。」

以上のような日銀とニューヨーク連銀との協定については、日銀が同行から資金の預託を受けたことがなかったとみられることもあって、「協定趣旨のとおりとすれば、国際金融関係上、相当に重要な意義を有するものであったと認められるが、実際の運営については、めばしいものはなかったのではないか」(明石・鈴木 [1959]) という評価が行われている。しかし、「この協定を基礎とする本行とニューヨーク連邦準備銀行との金融取引以外の面における協力、もしくは精神的つながりは軽視できないものがあったと考えられる」(日本銀行百年史第2巻、p.468)。例えば、前述のように井上準之助日銀総裁とニューヨーク連銀 Strong 総裁とのつながりが、ロンドン代理店監督役のイングランド銀行 Norman 総裁へのアクセスを可能にしたこともその一例といえよう。

(金解禁時の政策協力)

上記のような預金取引を別としても、中央銀行間の情報交換の面では、既に各連邦準備銀行開業後間もない1917年6月にはニューヨーク代理店監督役がニューヨーク準備銀行総裁と米国大蔵省証券応募申込の件について会見しているなど、ほぼ開業当初から接触があったようである。昭和初期(1932年8月～35年8月在任)の岡田監督役も在任当時の両者の親密な関係を語り残している。⁷⁾

こうした密接な関係のもとで、1919年に米国が世界に先がけて金解禁を実施した際には、わが国は「ニューヨークに置いている資金を急速には引揚げない」という政策面の協力をを行い、この協調姿勢が米国を金解禁に踏

み切らせる要因となったので、この点をやや詳しくみてみよう。

米国は1917年9月に金輸出禁止令を公布した後、19年6月には早くも金解禁を断行した。欧州各国や日本の金解禁がいずれも1920年代後半(英国1925年、フランス1928年、日本1930年)であることを考えると、この決定がいかに早い段階のものであるかがわかる。その背景は、第1次大戦後米国への金流入が著しかったことや、既述のとおり、ニューヨーク連銀の Strong 総裁を中心に、通貨当局の間では金本位復帰論者が主流を占め、早期に金解禁に踏み切らせる力が働いていたこと等である。

そうした状況にもかかわらず、金解禁に踏み切る際には、米国連邦準備局から日本銀行(深井理事)に対し、次のような打診が行われている(深井 [1941]、pp.151～152)。

「(パリ講和会議に) 米国全権の随員として来仏中の連邦準備院副総裁アルバート・ストラウス (Strauss) 氏は(次のような) 質問を出した。米国は成るべく早く金輸出禁止を解いて金本位制に復帰すべき意向を以て調査及び準備に着手して居るのだが、それに就いて解禁後日本は紐育に於て保有する資金を金に兌換して輸出するであらうか。英仏は今米国に対して債務国であるから、問題とするに及ばない。其の他紐育に資金を保有する諸国の内で、其の金額から見て、日本が一番重要であるから、先づ其の意向を知りたい。是れがストラウス氏の聴かんと欲する所であった。」

この打診に対して深井英五は「将来は別とし、今直に之を引揚げて現送する必要はない

7) 日本銀行調査局編、「岡田才一氏金融史談速記録」p.115を参照。

と思ふ」(深井 [1941]、p.153) と返答した。その理由として、深井は①目下日本がニューヨークに保有する資金は戦時輸出等による受取勘定超過の結果であること、②将来輸入超過となった場合に、米国に於て支払をなすことが便宜的であること等から、直ちに必要とする資金ではないことを挙げている。加えて、次のような国際協調的側面があったことを深井は指摘している(深井 [1941]、pp.153～154)。

「米国の金本位回復は差向き我国の貿易の為めにも、世界経済の為めにも歓迎すべきことと私は思った。我国の国際金融上の立場に於て、将来に互る拘束を受けることは避けなければならぬけれども、解禁直後に於て米国の事情を斟酌することは、我国にとって不利はない。それで私見として右の如く答へて置いたのである。……米国の解禁は私の帰朝前に実行されたが、其の前日本銀行に交渉があって、私がストラウス氏に内示した所と同じ趣旨の回答が発せられて居る。日露戦争に際し高橋是清氏が外債募集の為に苦しむのを審さに見た私は、此の遭遇によって感慨無量であった。」

この回答自体はこれまでのところ資料がみつかっておらず、どういった内容のものかは不明である。ただ、東京銀行作成資料⁸⁾は、次のとおり日米両当局者間で「解禁後も金現送を急激には行わない」旨の密約が交わされたことを示唆している。

「1919年6月アメリカの金輸出解禁から9月までの間に、正金は同国から日本向け4,950万ドルの金現送を実行した。この程度に金現送量を止めたのは、日米両当局者

間に1億円相当額を限度とするとの事前了解があり、これを日本側が尊重したからであった。」

現実には、金解禁後米国の金は大幅に流出し、その額は1919年6月から流出の止まった20年3月までで403百万ドルにのぼった。これは金解禁時の金保有額3,092百万ドルの13%に相当した。その主な流出先はアルゼンチン(144百万ドル)、日本(92百万ドル)、スペイン(27百万ドル)等であり、いずれも対米輸出超過国であった。わが国への金流出額はかなり大きい、その大部分が輸出決済のためであり、上記のような政策協調姿勢から金準備等のための流出は少ないとみられている。

3. 多国間の中央銀行の協調

第1次大戦後の世界経済における特色の一つは多国間の国際金融協力が進展したことであった。大戦終了後の経済的困難はそれぞれの国の国内問題であるばかりでなく、国際的な広がりを持つものであり、これに対して為替の安定と貿易の拡大を図るために国際通貨制度の再建が望まれた。当時の常識として、それは戦前の金本位制を再建することであった。こうした背景のもとに、通貨・為替問題を主要議題とする国際会議が開催されたが、そこでは金本位制再建のためには国際的な金融協力が必要であり、それには中央銀行間の協調が重要であることが確認された。中央銀行間の協調の重要性を提唱したのはニューヨーク連銀の Strong 総裁であり、これにイングランド銀行の Norman 総裁が呼応した。例えば、深井英五はこの点について次のとお

8) 「横濱正金銀行全史」第2巻、p.194を参照。

り述べている（深井 [1929]、p.175）。

「ストロング氏が使命としてゐた今一つの事は、世界的に金本位を恢復するにあり、その手段の一として中央銀行の協調を成立せしめんとするのがストロング氏の努力の目標であった。…外にあつては英蘭銀行総裁ノルマン氏が金本位の恢復、中央銀行の協調に熱中してストロング氏と相応じた。」

両総裁のイニシアティブの下で、主要国中央銀行により欧州諸国の金融機能再建や金本位制復帰を図る国への国際的な金融支援が行われる一方、再建金本位制を維持するために金融政策面で協調する場面もみられた。

こうした中で、わが国は国際経済会議（ジェノア会議、1922年4～5月）の発起人の一員となり、また国際金融支援の面でも外国中央銀行等に対する信用供与に参加するなど、第1次大戦前には予想されなかったような国際金融面での重要な役割を果たした。このような変化は、いうまでもなく第1次大戦中の国際収支大幅黒字により、わが国の対外ポジションが米国同様債務国から債権国へと転換し、わが国の国際的な地位が大きく向上したことを背景とするものであった。ここでは国際会議および国際金融支援におけるわが国の活動振りをみていくこととする。

(1) 国際経済会議（ジェノア会議）

国際経済会議に先立ち、1920年9月、国際連盟主催の下に国際金融会議（ブリュッセル会議）が開かれ、当時の金融危機について検討がなされるとともに、その解決策について討議が行われた。わが国もこの会議に参加39か国の一員として加わった。この会議は各国政府によって任命された専門家によるもので、従ってその決議も参加各国政府を拘束す

る性格のものではなく、内容も「抽象的で、穏健で、平凡」（深井 [1929]、p.20）なものではあったが、その後の国際金融問題の討議の中でしばしば取り上げられるような、いくつかの興味あるアイデアや国際金融協力の精神が盛られた。

こうした国際協力についてより実効のある決議が必要との認識から開催されたのが国際経済会議（ジェノア会議）である。この会議において、わが国は英国、フランス、イタリア、ベルギーとともに発起人（「招請国」と呼ばれた）の一員となり、日本銀行からは深井英五（当時は理事）が全権委員（駐英大使、駐仏大使、大蔵省駐割財務官の3名）の随員として参加した。

本会議では4委員会が設置されたが、このうち金融問題を取扱う委員会（通貨、信用、為替の3分科委員会で構成）が最も重要な成果をあげた。本委員会は3分科委員会がそれぞれの決議を提出したが、その中で最も注目されたのは通貨問題に関するもので、通貨価値安定の必要性を強調し、金本位制への復帰について強い意思を表明した。また、この決議には中央銀行間の協調の必要性が盛り込まれたが、その点に関する決議事項の要旨は次のようなものである（Command of His Majesty [1922]）。

- ① 中央銀行間で継続的に協力 (cooperation) する慣行が進めば、通貨価値の安定を達成するための通貨改革も促進されよう。こうした中央銀行間の協力は各銀行の自由を損うことなく、その政策を調整 (coordination) する機会を与えよう。この協力の方法を審議するために中央銀行代表者の会合を速やかに開催すべきである。
- ② 金本位制復帰後これを維持していくため

には、中央銀行間の協力 (collaboration) のみならず、多数の国が競争して金準備を獲得しようとするにより生ずる金価格の大幅な変動を回避するための国際協定の締結が必要である。この国際協定は、金為替本位制度あるいは国際清算制度のような在外勘定の形式で準備金を保有することによって、金の使用を節約する方法を含むべきである。

このジェノア会議において、理論面で指導的な役割を果たした Hawtrey (当時の英国大蔵省財政調査局長) は、本会議の意義を「金の購買力変動を防止するために中央銀行の協力のスキームを考えたことにある」(Hawtrey [1927]) としているほどである。

こうして新たなスキームとして決議された「中央銀行会議」の開催についてその任に当たったのはイングランド銀行であった。ジェノア会議終了後も欧州に滞在していた深井英五はこの会議の具体化について同行 Norman 総裁と接触を続け、同総裁から極秘として「中央銀行会議」に提出する決議草案を内示された。このうち国際通貨協定に関する詳細は「日本銀行百年史」(第3巻、pp.342～343)に記述されている。

これに対して日本銀行は、「本行としてはできるだけその趣旨に沿うよう努力する」(日本銀行百年史第4巻、p.343) 旨の回答をした。このように日本銀行は好意的態度を示したものの、他の多くの中央銀行は、ドイツ賠償問題および各国政府間の戦時債務に関する政治的な決着の見通しが不明確であることを背景にそれぞれの主張が対立して、結局「中央銀行会議」は陽の目を見なかった。このように、各国の立場や利害が中央銀行会議の開催を不可能にしたが、この一件は端なくも国

際金融協力の難しさを示すこととなった。

こうした利害が対立した場合の国際協調、すなわち冒頭の定義で述べたような相互譲歩は、現代においてもそれを具体化することは極めて難しい。当時この任に当たった深井英五はその難しさを十分に認識しつつ、中央銀行が連絡を密にすることで歩み寄ることが重要であると、次のとおり述べている (深井 [1938a]、pp.254～256)。

「何れの中央銀行も自国の利益を犠牲にすべきではない、殊に金利政策に就いて他国の掣肘を受くべきでないが、世界の通貨整理は各国共通の利益であるから、各自国際精神を発揮して之れに貢献すべしと云ふ理想である。茲に世界戦争後の二大潮流たる国際主義と国民主義との調和と云ふ問題を生ずる。此理想、此調和が如何なる程度に於て実現の可能性を有するかは疑問である。米国の一部には之れを欧州の利己主義だと云って反対の気分もある。ジェノア会議で提議された中央銀行会議は遂に成立しなかった。然しながら米国の連邦準備銀行、英蘭銀行、独逸ライヒスバンク、仏蘭西銀行等の当局者は屢々会合を催して、其の六かしい調和を図るべく苦心して居る。日本銀行もワシントン会議、ジェノア会議の副産物として、欧米の中央銀行との連絡を従来よりも密接にすることとなった。」

このように、「中央銀行会議」は実を結ばなかったものの、このジェノア会議はその後の中央銀行相互の緊密化に大いに寄与することとなった。深井英五はこの点について、「中央銀行の協調は各国国内事情の許す限り共通の目的の為に尽力すると云ふ趣旨であって、之れによりて具体的問題を解決したことは格別無かったやうだが、ジェノア会議の結

果として中央銀行間の関係は従前よりも密接となり、意見の交換は種々の経路によって行はるることとなった。」(深井 [1938b]、pp.59～60) と述べている。また、Sayers ([1976]、p.225) も「会議への招待をきっかけに活発化した中央銀行相互間の書簡の往復によって、彼ら同士の理解、尊敬、友情が深められたことは事実といえる。……1920年代後半までに再建された国際的な金本位制を機能させるうえで、各国中央銀行間の協力が大きな役割を果たしたが、こうした各国中央銀行間の協力関係の基礎となったのは、ブラッセル、ジェノア両会議よりもむしろ上述のような、中央銀行家同士の意見交換あるいはそれに伴う各国中央銀行家たちのロンドン訪問であったとも言えるであろう。」と、会議そのものよりも、それを契機に中央銀行間の協調が強まった点を指摘している。

(2) 多国的金融支援

以上のように中央銀行会議が挫折し、「中央銀行間の協力はもっぱら特定の問題を解決するための協力にとどまり、一般的な問題について各国中央銀行が同一のテーブルで話し合うことはなかった」(Sayers [1976]、p.226)ものの、その後は主としてイングランド銀行 Norman 総裁のイニシアティブのもとで、欧州諸国の金融機能再建、再建金本位制の機能についての技術的な支援が遂行され、各国中央銀行相互の関係緊密化が進んだ。

イングランド銀行による欧州諸国の金融機能再建努力は国際連盟財政委員会による援助活動と相俟って最大の成功を収めたといわれているが、それは政治的、経済的困難に陥っていたオーストリア、ハンガリーへの再建支援であり、その後既述のように日本銀行も参

加したドイツ金割引銀行の設立支援も行われた。さらに、金本位制に復帰する国を擁護する目的で、ベルギー、ポーランド、イタリア、ルーマニア各中央銀行への金融支援が実施されたが、これについては日本銀行へも支援の勧誘がなされ、このうち日銀はベルギー、イタリアへの短期信用枠（期間1年）設定に参加した。このように日銀が中央銀行間の国際金融協力に参加を求められたのは、イングランド銀行 Norman 総裁が「外国からの借款はできるだけ多くの中央銀行の支援の下に行なわれること」(Sayers [1976]、p.268) を主張し、実際「当時は中央銀行間の結束の固さを誇示することによって安定化計画を支援することが、一般的な慣行となって」(Sayers [1976]、p.271) いたなかで、第1次大戦後国際金融面における地位を著しく向上させたわが国にも呼びかけがなされたことによるものであった。これに対して、日銀も「英蘭銀行総裁幹旋の下に細心の注意を払って成る通貨安定案亦成功疑なきもの」(日本銀行保有資料、1926年10月5日付ロンドン代理店監督役来電) とみ、「我国の立場としても欧州金融市場の安定は望ましきことなるは勿論、右計画に参加することは国際金融市場との連絡を保ち且各国中央銀行間との関係を密接ならしむる上にも利益あるべし……」(日本銀行保有資料、1926年10月16日付秘第88号大蔵大臣稟申) との観点から、この呼びかけに応じたのであった。以下この間の事情を各国別にやや詳しくみることにする。

(ベルギー国民銀行に対するクレジット設定)

ベルギーは第1次大戦後の経済困難の中で、自国通貨（ベルギー・フラン）の安定を図るべく、平価切下げによる金本位制復帰を

実施するにあたって、主要中央銀行の金融支援を受けることとなった。これは、世界経済の安定を確保するうえで欧州諸国の金本位制復帰が望ましいと考えられた当時の環境のもとで、ベルギーは金本位復帰にあたっての金融支援を厳しいコントロールを受ける国際連盟に要請することを望まず、一方英・米がベルギーの安定化計画を信認し、協調的な行動をとりうる雰囲気醸成された（当時すでに国際借款の募集は米国の信認を得られるかどうかにかかっていた）ことから、Norman 総裁主導のもとに各国中央銀行（参加は9か国）によるベルギー向け信用供与（スタンドバイ方式、期限1か年、限度5百万ポンド）が合意されたのである（Sayers [1976]、pp.267～268）。

日本銀行も Norman 総裁の勸奨を受けてこれに参加したが、同行の限度枠は50万ポンドであった。ただし、この契約によって実際に融資が発生した場合には、前述のドイツ金割引銀行の場合と同様日本銀行条例の解釈問題が生じるため、ベルギー国民銀行への預入の形式をとろうとした。しかし、同行は直接預入を受けることが不可能であったため、日本銀行はイングランド銀行と協議を重ねた結果、日本銀行がイングランド銀行に預金し、イングランド銀行は自行分と併せてベルギーに貸付実行する方法をとることになった（『日本銀行百年史』第3巻、pp.346～347）。結局ベルギーが通貨改革を実施する前日の1926年10月25日、日本銀行とイングランド銀行の間で取決めの調印が行われた。しかし、ベルギー・フラン相場は各国中央銀行の協調体制を好感して、通貨改革で予定した水準（1英ポンド当り175ベルギー・フラン）で安定することとなったため、実際にはこの信用枠

は一度も使用されることがなかった。

（イタリア銀行に対するクレジット設定）

イタリアも第1次大戦後数年にわたる通貨動揺の後、ムッソリーニ政府はデフレ政策の遂行と為替相場安定化のため平価切下げによる金本位制への復帰を目指した。Norman 総裁および Strong 総裁は、1927年10月これを支援するため各国中央銀行に対しクレジットの設定を呼びかけた。この結果、16か国の中央銀行がイタリア銀行に対し、ベルギー国民銀行の場合と同様、短期信用枠の設定（スタンドバイ方式、期間1か年、総額15百万ポンド）を行うことになった。

日本銀行も Norman 総裁からの要請により、16か国のうちの1国として50万ポンドの信用供与枠を設定した。その具体的方法はベルギー国民銀行の場合と全く同様であり、1928年1月日本銀行とイングランド銀行の間で取決めの調印が行われた（『日本銀行百年史』第3巻、p.347）。イタリアの場合も結局ベルギーと同様、この信用枠は一度も使用されることがなかった。「当時のイタリアの外貨準備の水準からみて、そもそもこうした借款交渉は必要でなかったということもできるかも知れない」（Sayers [1976]、p.271）という状況であったが、前述のように中央銀行間の結束の固さを誇示するものとして敢えて行われたものであった。「当時におけるイタリアの安定は、世界の中央銀行家をして、厄介な約束を交すことなしに、団結を相互に誇り合えるようにさせた珍しいエピソードであった」と Sayers（[1976]、p.307）は指摘している。

(日本銀行へのクレジット設定)

前述のように、金本位制への復帰に際してクレジット設定の交渉を進めることは金解禁のための準備として当時の通例のパターンとなっていた。

わが国においても、浜口内閣の発足(1929年7月)によって金解禁に踏み切る決意が固められた際、わが国が受けるべき海外からの支援について政府と日本銀行の間で協議が重ねられた。その詳細は明らかではないが、「その後の経過から推察すると、わが国が海外に期待した支援の内容は、第1にはロンドンおよびニューヨークの市中銀行団から何らかの形で金融上の支援を得たいということ、第2には金解禁を発表する声明の中に、わが国の金解禁について米・英両国の中央銀行当局もこれを支持しているということを明記したいということの2点であったと思われる」(「日本銀行百年史」第3巻、p.398)。ただその場合、海外からの金融上の支援について、ヨーロッパ諸国の事例では中央銀行間でクレジット契約を締結する方式が採られていたが、わが国の場合日本銀行が国際金融取引において貸付けや借入れの当事者となることは「日本銀行条例」の適用の問題があった。このため、そうした方式を避け、横浜正金銀行が米・英両国の市中銀行団から援助を得る方向がとられた。

これに対して、当時 Harrison 総裁のものとニューヨーク連邦準備銀行は日本銀行にかなり好意的で、日本銀行にクレジットを供与することに積極的であったようである。しかし、その後の事態は結局井上蔵相を中心に、横浜正金銀行が米国、英国両国の市中銀行団から援助を得るという方向で推移した。米国、英国両国市中銀行団との交渉は比較的順調に

進捗したが、ただ交渉の過程で、当初わが国が考えていた借入方式は市中銀行団側の意向によってスタンバイ・クレジットを設定する方式に変更され、1929年11月ニューヨーク、ロンドンにおいて契約の調印が行われた。

このクレジット設定契約の形式上の当事者は横浜正金銀行であったが、実質的な当事者は日本銀行であった。それにもかかわらず、契約の交渉はほとんど政府ベース(主として大蔵省財務官が担当)で進められた。そのためあって、中央銀行間クレジットの方法でわが国の金解禁をサポートしようと考えていたニューヨーク連銀 Harrison 総裁は、こうした動きに不満を持っていたようで、交渉が必ずしも日本銀行の意のようにならなかった点があったとすれば、日本銀行関係者が割り切れない気持を抱いたのも無理のないところと言えよう。この間の経緯については「日本銀行百年史」(第3巻、pp.398~407)に詳述されている。

なお、このクレジット契約は結局一度も使用されることなく、1年後に解約された。

(3) 国際決済銀行の設立

(設立に果たした役割)

第1次大戦後、ドイツの賠償支払に関し、政治色のない国際的金融機関を設立してこれに賠償事務を取扱わせようとする考えが専門家委員会(ヤング委員会、1929年2~6月)ヤング委員長より提示された。こうした賠償銀行として構想されたものが国際決済銀行(以下 BIS という)であるが、イングランド銀行 Norman 総裁によって、この銀行を賠償金支払いの受託および代理業務の実施機関としてのみならず、中枢的国際金融機関として、また中央銀行間の協調の場としてワークする

ようその機能を拡張する努力が払われた。

こうした性格付けについては米、独も熱心で、とくに米国はこの銀行を「中央銀行の中央銀行」にしようという見地から、これに強大な融資力を付与しようとした。これに対して、フランス、ベルギーは政府も参加するような賠償銀行という点に重点をおいており、意見の対立がみられた。しかし、賠償問題に関わりのない米国の政治色抜きを主張する強硬姿勢に欧州側も折れて妥協が成立した。すなわち、賠償問題に関する政治的責任が排除されたほか、同行の業務は賠償金の取扱いに限定されることが確認される一方、同時に米国の構想も後退して、同行の融資能力は「中央銀行の中央銀行」としての理想からは程遠いものになった。こうして、BISは中央銀行家のクラブとして機能し、中央銀行間の協力を促進することが重要な役割となったが、これは同行の定款第3条⁹⁾において同行の目的として示されている。すなわち、その第1は「各中央銀行の協力 (cooperation) を促進すること及び国際金融業務のために付加的便益を供すること」であった。これは、各国中央銀行に協力の場を提供することが同行の存在意義であることを示している。その後国際主義が次第に退潮していったにもかかわらず、「年を経るにつれて、BISは世界における金融関係の情報キャッチ機関として」(Sayers [1976]、p.500) よく機能した。第2次大戦および復興の時期における国際間の対立関係にもよく耐え、現在に至るまで一貫してこの目的に変化なく、とくに第2次大戦後同行が

中央銀行間の話合いの場として国際金融の中で大きな位置を占めてきたことからすると、この目的規定は重要な意味をもっていたといえる。なお、目的の第2は「委託せられる国際金融決済に関し受託者又は代理者として行動すること」で、これは賠償金に関連した業務を想定したものである。

以上のような経過を経て、ハーグ協定(1930年1月20日)により BIS の設立が確定し、翌月賠償関係6か国(ベルギー、フランス、ドイツ、英国、イタリア、日本)の各中央銀行総裁(日本はロンドン代理店監督役)および米国銀行団代表(米国はベルサイユ条約を批准しなかったため、連邦準備制度が参加しなかった)が創立文書に調印した。これほど多くの国の中央銀行総裁が一堂に会したのはこれが初めてといわれる。¹⁰⁾

こうした BIS の創立および運営に関する日本銀行の対応をみてみよう。

上述の賠償問題に関する専門家委員会には日本銀行前ロンドン代理店監督役(青木隆)が、また続く中央銀行代表者のみによる BIS 創立委員会(第1回1929年10~11月、第2回30年1月)にはロンドン代理店監督役(田中鉄三郎)が参加した。

これらの国際会議において日本銀行は積極的な発言こそしていないものの、基本的に中央銀行間の協調は望ましいとの立場から、BIS 設立について前向きの姿勢で臨んだ。参加各国からのそれぞれの立場での要求が対立して紛糾する場面も少なくなかったが、本行はその法的制約等から参加資格や出資方法等

9) The Secretary of State for Foreign Affairs to Parliament by Command of His Majesty [1931]、"International Convention Respecting the Bank for International Settlements"、p.6を参照。

10) 日本銀行調査局編、「田中鉄三郎氏金融史談速記録」、1960年、p.126を参照。

についてはその配慮方を主張しつつ、一般的には専らまとめ役の立場で行動したようである。これは、例えば BIS の所在地を巡る論議で、わが国は当初ロンドンを希望していたが、これを強く主張したわけでもなく、ロンドン、ブリュッセル、アムステルダムいずれかでまともらず決裂寸前の局面で、田中監督役の提案もあって中立国スイスに置くことで合意に達し、最終的にバーゼルに決定した訳¹¹⁾である。また、BIS 総裁、副総裁人事についても、同監督役が Norman イングランド銀行総裁の仲介依頼を受けて、米仏間の調停にあたり、これをまとめている。¹²⁾

こうして設立された BIS は 1930 年 5 月開業し、その年 10 月からは中央銀行総裁協議会が始められた。これは月 1 回 BIS 重役会の前日に主要 7 か国（英、米、独、仏、伊、ベルギー、日）中央銀行総裁（わが国はロンドン代理店監督役）が下打合せ的な会合をもつもので、その雰囲気は BIS 理事（1932 年 11 月～34 年 11 月）であった日本銀行の島居庄蔵は次のとおり述べている。

「国際決済銀行は今日より考ふると国際主義の最高潮に達した時の所産にして、其の後形勢逆転した今日の国家主義全盛の時勢から見ると誠に特異の存在たるの感あり。且つ業績は……世界恐慌のため逐年不況なるに拘らず能くも其の存在を持続し居るものと寧ろ不思議に思はるる位である。行内並に会議集合の空気、環境が逐日排他的国民主義に傾きつつあるに拘らず、別段に急変せる点を感じ得せられない。之は元来

本行は各国中央銀行総裁が運行を左右し居るものにして彼等は所謂同職業なるが他の職業に見るが如く競争と利益の相反する範囲が狭く、勿論各国中央銀行は各々守るべきナショナル・アスペクトを有するも、或点に至れば此のナショナル・アスペクトを超越したる共通に所期する目的を有し、……彼様な状態なれば国際機関ながら融和し居り、殊に総裁協議会の空気は各委員隔意なき意見を述べ相当思ひ切った意見の交換が行われる」（日本銀行保有資料、「国際決済銀行会議より得たる感想」、1934 年 12 月）。

このようなわけで、「国際決済銀行は賠償金の取扱と国際金融疎通との為めに関係主要国を背景として設立されたものだが、中央銀行総裁等に会合内談の機会を与へたことが、実際最大の効能であるかも知れない」（深井 [1938b]、p.60）とされたのである。

この結果、BIS は第 2 次大戦の戦時下にあっても、交戦国中央銀行間の情報伝達のための重要なパイプとなっており、同行内部には交戦国出身の職員が雑居していながら、相互にかなり寛容な態度で業務は整然と行われていたようである。

（業務面での協調）

次に日本銀行と BIS との業務的取引関係についてみてみよう。¹³⁾ BIS はその行いいうる業務の一つとして、国際間における資金の移動を容易ならしめ、かつ国際間の経済関係を密接ならしめる見地から、自己の保有する短期

11) 同上、pp.116～122を参照。

12) 同上、pp.127～129を参照。

13) 「日本銀行百年史」第 4 巻、pp.153～157、pp.418～419を参照。

資金を加盟中央銀行を通じてそれぞれの国で運用することが認められた。これに基づき、日本銀行に対しても1930年5月、わが国のBIS株式払込み金387万円余を日銀における国際決済銀行勘定として受け入れ、さらにそれを国内市場で運用してほしい旨依頼があった。これに対して、日銀は同月BISと預金取引契約を締結し、本店にBISの円貨当座預金勘定を開設した。また、その運用事務については横浜正金銀行にこれを取扱わせることとし、当座預金残高の大半を同行に振り込んだが、同行はこれを大阪で商業手形に運用した。さらに同年9月にはBISの運用資金100万円を大蔵省証券に投資することなどによって、同月末に円資金運用残高（元本）は合計787万円とピークに達したが、その後は運用難や運用手数料の問題から漸次引き揚げられていった。

一方、BISから日銀に対しても、1930年5月資金預入方の勧誘があったが、日銀は当初これを断った。当時わが国は金解禁実施直後で短資流出に悩んでいた時期であったから、この勧誘に応ずる余裕はなかったものと考えられる。しかし、その後BIS総裁からの再度の勧誘を受けて、日銀はBIS創立者の一員として同行の国際機関としての職能発揮に協力する必要があることや、将来の国際経済上の立場にも鑑みて、同年7月同行に日本銀行英貨定期預金勘定を開設（1939年12月米貨勘定に預け替え）し、預金取引を開始した（当初、イングランド銀行当座預金から10万ポンドを払い出し、これを3か月定期として預入）。その後この勘定は当座預金に振り替えられたあと格別の動きもなく、取引は活発なものではなかった。このほか、ドイツ賠償金にかかる政府手取り資金受入れについても、BIS総

裁からの勧誘を受けて、1930年6月日銀は政府のためにBISに日本銀行名義当座預金勘定（マルク勘定およびポンド勘定）を開設した。さらに、同行からの要請により翌7月、ドイツ賠償公債のわが国政府手取分206万ドルをもって3か月定期の日銀名義米ドル預金勘定が開設された。これらの預金勘定が日銀名義となったのは、BIS定款により政府名義の預金勘定開設が禁止されたことによるものである。これらの勘定については、1931年1月上記定期ドル預金を廃止、当座預金に振り替え、ついで同年10月その残高の大部分を引出し、また当初開設したマルク勘定についてもこれを廃止して米ドル勘定に振り替えるなどの変遷を経て、太平洋戦争直前の日銀名義残高は英貨、米貨ともわずかなものとなっていた。

この間、戦時期に入った1939年、一時BIS預金勘定を積極的に活用しようとしたことがあった。当時は欧州戦争勃発直前で、欧州情勢が緊迫化していたため、日銀は在英資金の保全策として、BISが有する不可侵権を利用しようとしたのである。こうした観点から、1939年6月日銀はBISに通知預金口座を新設したが、欧州戦争の勃発という情勢の急展開により意図した資金操作が実行不可能となったため、この通知預金は同年9月全額払出され、横浜正金銀行へ売却された。

結局これらの預金勘定残高は第2次大戦の勃発と同時に、BISがニューヨーク連銀に有するドル預金（BISは各国中央銀行からの預金のうち米ドル建のものはニューヨーク連銀に預入）のうちに敵国関係の資金が含まれているとの理由から、米国政府の資金凍結令の適用を受け、1940年4月このドル預金全額が封鎖された。

(4) 世界通貨経済会議

前述のように、第1次大戦後盛上りをみせた国際主義が次第に退潮し、賠償・戦債問題や金準備の確保等を巡って各国の利害対立が再び表面化してきた1920年代末から30年代にかけては、世界大恐慌の勃発も重なって国際間の経済戦争が激化し、貿易、国際金融、通貨、国際資本市場等の諸分野において国際的な協力関係が薄れ、国家主義的な雰囲気が高頭してきた時期であった。こうした状況に対して、戦前期の最後に国際協調の精神に基づいて、当時の世界経済に横たわる多くの問題を解決するための糸口をつかもうとして開催されたのが世界通貨経済会議 (World Monetary and Economic Conference) である。J.M. Keynes は1933年3月 Times 紙に「繁栄の道」(The Means to Prosperity) と題する論文を掲載し、その中で「世界は次第に奇跡を信じないようになった。換言すれば、世の中は我々が人為的手段を用いなくとも自然に調整されるものだという考えを捨てたのである。これはまことに世界会議を開催し、何らかの積極的手段を講ずる好機が熟したものであるべきだ」¹⁴⁾ という趣旨のことを述べた。しかし、この試みもこうして、世界会議開催中のルーズベルト大統領によるいわゆる「爆弾宣言」によって、米国が為替相場安定を企図する「為替共同宣言」への参加を拒否したため、本会議は事実上「仮死状態」¹⁵⁾ となって、国際協調の努力も何ら得る所なくして無期休会となった。

本会議に対するわが国の対応をみると次のとおりである。当時わが国は国際連盟を脱退し (1933年3月)、外為管理法を制定して貿易統制に乗り出した時期であった。このため、わが国の姿勢は、「金本位復帰に関し実行の時期、新平価及金本位の態様等は当該国政府当局のみの決定すべきもの」であること、「金の偏在にして調節せられざる限り金本位離脱を余儀なくされ多額の金準備を失ひたる諸国が再び金の不確定なる制縛を受くることに躊躇するは当然」であること、「今後の金本位復帰は遙に困難なるべきこと」を強調し、国際的な制約に出来うる限り束縛されまいとするものであった。¹⁶⁾

こうした状況下、世界通貨経済会議に臨むわが国の基本的立場は、全権委員の一人深井英五 (当時本行副総裁) によれば、①「今度の会議は頗る大規模の盛儀となるらしく、我国は其の中に大国たる地歩を占め、国際連盟脱退に拘らず、依然国際問題に寄与するの意気を示したい」、②「金輸出再禁止後我国の為替相場下落と輸出貿易増進とが並行せるを以て国際経済の脅威なりとするが如き風潮も外国の或る方面に見えるので、為替安定を名目とする協議には、我国を拘束せんとする意図があるかも知れない。それには余程用心して応接しなければなるまい」(深井 [1941]、p.280) ということであった。また、経済界の意見も「今回の国際経済会議が連盟脱退に関連して我国を経済的に圧迫する機会に利用せらるることなき様十分の注意を払はれ度

14) 「日本銀行百年史」第4巻、p.143を参照。

15) 「報知新聞」昭和8年7月16日付。

16) 伊藤正直、「1933年ロンドン国際経済会議と日本」(『経済科学』第34巻第4号、1987年3月、p.256)。

原資料は「経済財政会議準備委員会第2次会合報告」(河合博之・津島寿一稿)。

し」¹⁷⁾というものであった。

こうしたことから、わが国はすでにワシントン予備会談の段階において、米英仏間の為替協定協議への正式参加を拒否し、「為替協定問題と絶縁」(深井 [1941]、p.292) していた。世界会議に臨み閣議決定された基本方針も、通貨問題について次のとおり述べている。

「各国には夫々固有の事情の存するものあるを以て、金本位への復帰の時期方法等の決定に付ては、各国に相当自由裁量の余地をあたへ以て余り窮屈に失せざる様協定することと致度し。」(「日本銀行百年史」第4巻、p.144)

わが国の参加姿勢が以上のようなものであったため、前述の深井全権委員は「独逸全権委員の一人たるライヒスバンク総裁シャハト氏は、自分は倫敦に来て居るけれども会議には重きを置かない。会議の際を利用して独逸に対する外国債権者との協議会を催ほし、其の方に力を尽して居ると私に語った。英蘭銀行総裁ノルマン氏は、会議とか、協議とか云ふやうなものに期待を掛けるのは政府者の流儀で、我々はそれを実効あるやうに助けに行かねばならぬと云った。以て会議の内外に於ける空気を察すべきである。私としては、会議に参列するの命を受くるとき略・予想して居た通りの事態になったのだから、今更驚くことはない」(深井 [1941]、p.300) というクールな印象を記している。

本会議におけるわが国の主張点を中央銀行

間協力についてみると、「何等かの確定的取極に到達せんことを希望」するが、それらの政策は「各個の国家に現存する特殊の事情に依り」それぞれの国が決定すべきであることを主張した。¹⁸⁾

会議そのものは、結局前述のように「米国の態度も倫敦会議の中途より方向を転じ、国際協定に重きを置かずして無拘束に独自の政策を行ふやうに傾いた」(深井 [1941]、p.307) ため、失敗に終わった。深井はこれをもって「会議外交の終幕」と述べたが、会議中同氏は Norman 総裁と「貨幣制度の安定せざるときは益々中央銀行間の友誼的協調を必要とする」と云ふ見地から種々の懇談」(深井 [1941]、p.311) を行い、中央銀行間の協調に向けての努力には変化がないことを確認しあったようである。深井帰朝後の Norman 総裁とのレター交換では両氏は次のようなやりとりをしている。「中央銀行間協力 (cooperation) の原則 (principles) は何らの解決ももたしていないというのが実情ではあるが、世界通貨経済会議によって可能となった個人的接触によってこの協力が将来大いに促進されるに違いないと確信します」(深井から Norman 宛、1933年12月6日付)。

「Central Banking の science あるいは art はまだ新しく、熱心な支持者があまりに少ない。その支持者達は皆あなたも言うように生来の (natural) 同僚であるが、あまりに分散していてそれぞれの責任も過重であるため、国際協調は日常的には容易に実現しえな

17) 伊藤正直、「1933年ロンドン国際経済会議と日本」(「経済科学」第34巻第4号、1987年3月、p.260)。

原資料は「経済財政会議準備委員会第2次会合報告」(河合博之・津島寿一稿)。

18) 伊藤正直、「1933年ロンドン国際経済会議と日本」(「経済科学」第34巻第4号、1987年3月、p.270)。

原資料は「昭和八年八月十日国際経済会議報告」(昭和財政史資料所収)。

い夢である。しかし私は、「協調」には世界 1934年 1月23日付)。

にとってきわめて重要な原則と真理
(principles and truths) が存在し、我々の経
験と努力によって必ずそこに到達可能である

以 上

と信じています。」(Norman から深井宛、 [日本銀行金融研究所研究第3課調査役])

【参考文献】

- 明石照男・鈴木憲久、「日本金融史」第2巻、東洋経済新報社、1959年
井上準之助、「我国際金融の現状及改善策」、岩波書店、1926年
大蔵省編、「明治大正財政史」第17巻
齊藤寿彦、「金本位制下の在外正貨」、国際連合大学、1981年
末延道成、「固定資本を論じて償金処分に及ぶ」『東洋経済新報』第3号(明治28年12月5日付)
高橋是清、「高橋是清自伝」下巻、中央公論社、1976年
日本銀行、「日本銀行百年史」第2、3、4巻
日本銀行保有資料、「松尾総裁関係史料」
日本銀行保有資料、「倫敦代理店監督役往復書類綴」
深井英五、「通貨問題としての金解禁」、日本評論社、1929年
——、「通貨調節論」、日本評論社、1938a年
——、「金本位制離脱後の通貨政策」、千倉書房、1938b年
——、「回顧七十年」、岩波書店、1941年
明治財政史編纂会、「明治財政史」第2巻
Artis Michael and Sylvia Ostry, "International Economic Policy Coordination", The Royal Institute of International Affairs, 1986.
Bagehot, Walter, "Lombard Street, a Description of the Money Market," 1915. (宇野弘蔵(訳)、「ロンバード街」、岩波書店、1940年)
Bloomfield, Arthur I., "Monetary Policy under the International Gold Standard, 1880-1914", 1959 (小野一郎・小林龍馬(訳)、「金本位制と国際金融1880-1914年」、日本評論社、1975年6月)
Clapham, John, "The Bank of England 1797-1914", 1944, (英国金融史研究会(訳)、「イングランド銀行その歴史2 1797-1914」、ダイヤモンド社、1970年)
Command of His Majesty, "Papers Relating to International Economic Conference, Genoa, April-May, 1922.", His Majesty's Stationery Office, 1922.
Cooper, Richard N., "International Cooperation in Public Health as a Prologue to Macroeconomic Cooperation", Brookings Discussion Papers in International Economics No. 44, 1968.
Federal Reserve Bank of New York, "Third Annual Report of the Federal Reserve Bank of New York, for the Year Ended December 31, 1916", 1917.
Hawtrey, Ralph G., "A Century of Bank Rate", 1938 (英国金融史研究会(訳)、「金利政策の百年」、東洋経済新報社、1977年9月)
Keynes, John M., "Indian Currency and Finance", 1913 (則武保夫・片山貞雄(訳)、「インドの通貨と金融」『ケインズ全集』第1巻、東洋経済新報社、1977年2月)
Nurkse, Ragnar, "International Monetary Policy and the Search for Economic Stability", 1947 (小島清・村野孝(訳)、「国際通貨」、東洋経済新報社、1953年7月)

戦前期における日本銀行と欧米中央銀行の国際協調について

Putnam, Robert D. and Nicholas Bayne, "Hanging Together: The Seven-Power Summits", Harvard University Press, 1984.

——— and Rondall C. Henning, "The Bonn Summit of 1978: How Does International Economic Policy Coordination Actually Work?", in W.J. McKibbin, "Summary of Papers and Proceedings of the Brookings Workshop on Intergovernmental Consultations and Cooperation about Macroeconomic Policies", Brookings Discussion Papers in International Economics No.36, 1985.

Hawtrey, Ragnar G., "The Gold Standard in Theory and Practice", Longmans, Green & Co., 1927.

Sayers, Richard S., "The Bank of England 1891-1914", 1976 (西川元彦監訳「イングランド銀行1891-1944年(上)」、東洋経済新報社、1979年10月)

Wallich, Hebry C., "Institutional Cooperation in the World Economy", in Frenkel, J.A., and M.L. Mussa, eds., *The World Economic System: Performance and Prospects*, Dover, Mass., Auburn House, 1984.